



令和4年度

コロナ禍における 民生委員児童委員 活動実態調査報告書



はじめに

新型コロナウイルス感染症の流行が始まってから3年が経過しました。この間、民生委員児童委員（以下、「民生委員」）は、感染症予防に最大限の注意を払いながら、地域において必要とされる取り組みを進めてきました。この困難のなか、住民に寄り添う存在であり続けたことに対しまして、深く敬意と感謝を申しあげます。

本連盟は、全国的にも比較的早いタイミングで、新たな感染症と向き合う取り組みを進めてきました。特に、令和2年9月には、コロナ禍における活動の指針となる「北海道民生委員児童委員活動スタイル」（以下、「新活動スタイル」）を策定し、全道の民生委員にコロナ禍における新しい活動のあり方を提案しました。結果として、大多数の民生委員に受け入れられ、本連盟が示した新活動スタイルに準拠した活動に取り組んでいる実態が明らかになっています。

この新活動スタイルは、令和2年5月に実施した「新型コロナウイルス感染拡大による活動への影響に関する調査」の結果を参考に策定した経過があります。その調査から2年以上が経過した時点において、ウィズコロナ時代を見据えた新たな活動の考え方を検討する必要性が生じました。本調査は、コロナ禍における民生委員児童委員活動の実態およびその変化を把握し、全道的な情報共有ならびに今後の支援体制の構築、およびこれからの本連盟事業再編の基礎資料とすることを目的として実施したものです。

この調査によって明らかになった結果は、令和2年に実施した先行調査も含め、全道の民生委員、民児協や事務局職員が、この困難に立ち向かった軌跡であり、後世にしっかりと紡いでいかなければならないものだと認識しています。新型コロナウイルス感染症は完全に終息したわけではありませんが、これまでの活動をふりかえり、これからの活動を考えていくにあたっての参考資料として本報告書をご活用いただければ幸いです。

おわりに、本調査の集計・分析をご担当いただいた一般社団法人ウェルビーデザインの高橋辰二理事長をはじめ、ご協力くださった皆様に感謝申し上げます。

令和5年3月

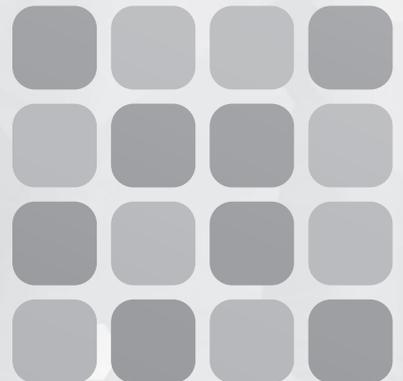
公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟
会 長 佐 川 徹

目 次

1. 調査概要	5
2. 法定単位民児協向け調査結果（単純集計）	9
I 令和3年度の定例会開催状況について	10
II 訪問活動について	13
III 相談支援活動について	16
IV その他の活動について	19
V 活動の自粛・再開の基準（目安）について	21
VI ICT（情報通信技術）の活用について	23
VII 地域が抱える新たな課題について	25
VIII その他、ご意見、ご要望等	26
別表 法定単位民児協向け調査自由記述一覧	27
3. 市連合民児協向け調査結果（単純集計）	45
I 令和3年度の役員会や総会の開催状況について	46
II 訪問活動について	48
III 相談支援活動について	49
IV 活動の自粛・再開の基準（目安）について	50
V ICT（情報通信技術）の活用について	51
VI 地域が抱える新たな課題について	52
VII その他、ご意見、ご要望等	53
4. 調査票	55
令和4年度コロナ禍における活動実態調査 調査票①【単位民児協用】	56
令和4年度コロナ禍における活動実態調査 調査票②【市連合民児協用】	60

1

調査概要



令和4年度コロナ禍における民生委員児童委員活動実態調査概要

1. 目 的

コロナ禍における民生委員児童委員活動の実態およびその変化を把握し、全道的な情報共有ならびに今後の支援体制の構築、およびこれからの本連盟事業再編の基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査対象

- (1)法定単位民生委員児童委員協議会 420か所
- (2)市連合民生委員児童委員協議会 27か所

3. 調査時期等

- (1)調査期間 令和4年4月1日～5月31日
- (2)調査時点 令和3年度

4. 調査方法

- (1)調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付する。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼する。
- (2)調査票の回収 返信用封筒を同封し上記調査対象民児協から本連盟に直接調査票を送付してもらう。ただし、市連合民児協について、上記調査期間内に調査票の返送が可能である限りにおいて、調査票を回収し取りまとめて返送することは妨げない。

5. 回収率

(1)法定単位民生委員児童委員協議会

	対 象	回答数	回収率
市	276	263	95.3%
町 村	144	105	72.1%
合 計	420	368	87.6%

(2)市連合民生委員児童委員協議会

	対 象	回答数	回収率
市	27	27	100.0%

6. そ の 他

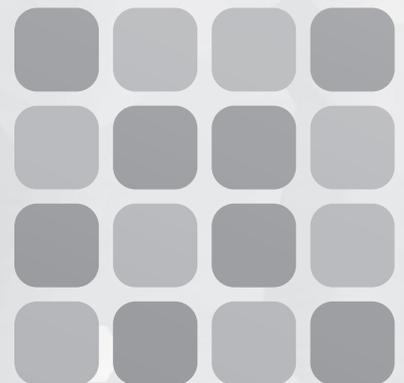
本調査の実施にあたっては一般社団法人ウェルビーデザインに、集計、分析、報告書執筆等の業務を委託した。

2

法定単位民児協向け

調査結果

(単純集計)



I 令和3年度の定例会開催状況について

(1)令和3年度における新型コロナウイルス感染症を理由とした定例会の中止の有無【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 中止したことがある	197	74.9%	83	79.0%	280	76.1%
イ. すべてを予定通り開催した	64	24.3%	22	21.0%	86	23.4%
ウ. 無回答	2	0.8%	0	0.0%	2	0.5%
合計 N=368	263	100.0%	105	100.0%	368	100.0%

➔ 令和3年度の定例会を予定通り開催できた民児協は23.4%。約1/4の民児協にあたる。市では24.3%（約1/4）に対し、町村では21.0%（約1/5）であり、市の方が高い割合を示した。

(2)令和3年度の定例会の中止実態

①定例会の中止回数【記述式回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 1回	37	18.8%	18	21.7%	55	19.6%
イ. 2回	57	28.9%	22	26.5%	79	26.2%
ウ. 3回	44	22.3%	10	12.0%	54	19.3%
エ. 4回	28	14.2%	17	20.5%	45	16.1%
オ. 5回	11	5.6%	9	10.8%	20	7.1%
カ. 6回	6	3.0%	2	2.4%	8	2.9%
キ. 7回	1	0.5%	3	3.6%	4	1.4%
ク. 8回	2	1.0%	1	1.2%	3	1.1%
ケ. 9回	4	2.0%	1	1.2%	5	1.8%
コ. 10回	5	2.5%	0	0.0%	5	1.8%
サ. 11回	1	0.5%	0	0.0%	1	0.4%
シ. 19回	1	0.5%	0	0.0%	1	0.4%
合計 N=280	197	100.0%	83	100.0%	280	100.0%

➔ 一年間で6回以上の中止があった民児協は全体で9.6%。市は10.2%、町村は8.4%であり、年間の半分近い定例会に影響を及ぼしている民児協が発生している。

(参考) 令和2年度基本調査:定例会の年間開催数が12回の民児協が50%を占めている。

②定例会の実施率

$$\text{実施率} = \frac{(\text{当初予定回数} - \text{中止回数})}{\text{当初予定開催数}} \times 100$$

	市 N=197	町村 N=83	合計 N=280
当初開催予定回数(累計)	2,225回	727回	2,952回
開催を中止した回数(累計)	625回	255回	880回
実施率	71.9%	64.9%	70.2%

➔ コロナ禍において定例会を中止した280の単位民児協の実施率は、市は71.9%、町村は64.9%であり、市よりも町村への影響が大きいことがうかがえる。

(3)定例会の開催を中止した理由【複数回答】

	市 N=197		町村 N=83		合計 N=280	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されたから	178	99.4%	79	95.2%	257	91.8%
イ. 定例会の開催をしている会館や施設等が休館となったから	102	51.8%	9	10.8%	111	39.6%
ウ. 地元行政から定例会を中止するよう要請があったから	29	14.7%	2	2.4%	31	11.1%
エ. 緊急事態宣言等は発令されていないが、感染拡大の状況を考慮し自主的に中止した	47	23.9%	28	33.7%	75	26.8%
オ. その他	5	2.5%	2	2.4%	7	2.5%

オ. その他の記述 ※別表1（27ページ）参照。

- ➔ 理由として最も多かったのは「ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されたから」であった。市では99.4%、町村では95.2%、全道では91.8%がこのことを理由に定例会を中止している。市では「イ. 定例会の開催をしている会館や施設等が休館となったから」が51.8%を占める一方、町村では10.8%とその差が大きい。また、市では「エ. 緊急事態宣言等は発令されていないが、感染拡大の状況を考慮し自主的に中止した」が23.9%だったのに対し、町村では33.7%町村への影響が大きいことが分かった。その他の記述では「研修講師の意向による中止」という例もあった。

(4)定例会の開催を中止した際の課題【複数回答】

	市 N=197		町村 N=83		合計 N=280	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 委員同士のコミュニケーション量が低下する	158	80.2%	62	59.0%	220	78.6%
イ. 連絡事項の周知や情報共有に支障がある	127	64.5%	51	61.4%	178	63.6%
ウ. コロナ禍での定例会の出席に、家族の理解が得られない委員がいる	31	15.7%	2	2.4%	33	11.8%
エ. 委員同士の連帯感が希薄になってきている	77	39.1%	22	26.5%	99	35.4%
オ. 個別支援に関する検討や打ち合わせができない	53	26.9%	17	20.5%	70	25.0%
カ. その他	20	7.6%	2	1.9%	23	6.3%

カ. その他の記述 ※主なカテゴリーは以下のとおり。詳細は別表2（27ページ）参照。

- ・情報伝達・情報共有に関すること
- ・委員間のコミュニケーションや活動へのモチベーションに関すること
- ・民生委員活動に関すること
- ・感染対策に関すること
- ・その他

- ➔ 課題として最も多かったのは「ア. 委員同士のコミュニケーション量が低下する」であったが、市は80.2%だったのに対し、町村では59.0%と差が大きかった。次いで多かったのは「イ. 連絡事項の周知や情報共有に支障がある」であった。市・町村ともにほぼ同じ割合となっており、全道では63.6%が課題に感じている。

(5)緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている中での定例会開催実績【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 実績がある	117	44.5%	29	27.6%	146	39.7%
イ. 実績はない	143	54.4%	75	71.4%	218	59.2%
ウ. 無回答	3	1.1%	1	1.0%	4	1.1%
合計 N=368	263	100.0%	105	100.0%	368	100.0%

開催した理由 ※主なカテゴリーは以下のとおり。詳細は別表3（28ページ）参照。

- ・資料の配布等による情報伝達のみ実施したため
- ・資料配布・情報伝達を目的に、時短で実施したため
- ・3密を避け（感染対策）、時短で実施したため
- ・3密を避け（感染症対策）のため
- ・書面等での開催を行ったため
- ・協議や伝達事項など必要性があったため
- ・委員のモチベーション等の維持のため
- ・地域の感染状況等を踏まえたため
- ・その他

➔ 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている中で定例会を開催した民児協は39.7%。市では44.5%に対し、町村では27.6%であり、市の方が高い割合を示した。開催した理由の中には、書面会議や資料の配布のみを行う開催方法を執った民児協もある。一方、コロナ禍においても協議や伝達等を行う必要性があったことや委員のモチベーションの維持を目的とし、工夫を行いながら開催した民児協の実態が見えた。

(6)定例会の開催に際し留意していること【複数回答】

	市 N=263		町村 N=105		合計 N=368	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 感染症予防対策のマナーの徹底	261	99.2%	104	99.0%	365	99.2%
イ. 出席者の検温の実施	144	54.8%	51	48.6%	195	53.0%
ウ. 3密を避ける会場の選定・設定	226	85.9%	79	75.2%	305	82.9%
エ. 開催時間の短縮	220	83.7%	55	52.4%	275	74.7%
オ. 大きな声を出さなくてすむようマイクを使用	80	30.4%	38	36.2%	118	32.1%
カ. 風邪症状のある場合無理せず欠席することの申し合わせ	191	72.6%	66	62.9%	257	69.8%
キ. その他	13	4.9%	2	1.9%	15	4.1%

キ. その他の記述 ※主なカテゴリーは以下のとおり。詳細は別表4（31ページ）参照。

- ・感染対策
- ・委員に対する配慮
- ・簡素化・簡略化
- ・その他

➔ 定例会の開催に際し留意していることとして最も多かったのは「ア. 感染症予防対策のマナーの徹底」であり、99.2%回答があった。「エ. 開催時間の短縮」では、市は83.7%に対し、町村は52.4%と30%以上の差が発生している。「キ. その他」の回答では民生委員信条の唱和を簡略化するなどの工夫もあった。

II 訪問活動について

(7)訪問活動への影響【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 影響があった	221	84.0%	88	83.8%	309	84.0%
イ. 影響がなかった	40	15.2%	17	16.2%	57	15.5%
ウ. 無回答	2	0.8%	0	0.0%	2	0.5%
合計 N=368	263	100.0%	105	100.0%	368	100.0%

➔ 訪問活動への影響があった民児協は全道で84.0%。市と町村の差はさほどなかった。

(8)訪問活動等への影響や課題【複数回答】

	市 N=221		町村 N=88		合計 N=309	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. マスク着用により訪問対象者とコミュニケーションがとりにくい	117	52.9%	39	44.3%	156	50.5%
イ. マスク着用により訪問対象者に顔を覚えてもらいにくい	88	39.8%	26	29.5%	114	36.9%
ウ. 訪問対象者がマスクをしていないことが多い	101	45.7%	19	21.6%	120	38.8%
エ. 訪問に対する地域住民の拒否反応がある	92	41.6%	29	33.0%	121	39.2%
オ. コミュニケーション量が減ることで世帯状況の把握レベルが低下している	122	55.2%	53	60.2%	175	56.6%
カ. 電話で安否確認を進めるも電話に出てもらえないことが多い	40	18.1%	9	10.2%	49	15.9%
キ. 電話での安否確認では訪問対象者の変化に気づきにくく適切な対応ができない	129	58.4%	32	36.4%	161	52.1%
ク. マスクや消毒スプレー等、感染症予防物品の費用がかさむ	31	14.0%	8	9.1%	39	12.6%
ケ. 電話による安否確認の通信料がかさむ	39	17.6%	8	9.1%	47	15.2%
コ. その他	32	14.5%	3	3.4%	35	11.3%

コ. その他の記述 ※主なカテゴリーは以下のとおり。詳細は別表5（31ページ）参照。

- ・訪問活動の方法・委員の心境に関すること
- ・訪問対象者の声や対象者の心境に関すること
- ・活動にかかる経費・物品に関すること
- ・その他

➔ 影響や課題としては「オ. コミュニケーション量が減ることで世帯状況の把握レベルが低下している(56.6%)」、「キ. 電話での安否確認では訪問対象者の変化に気づきにくく適切な対応ができない(52.1%)」、「ア. マスク着用により訪問対象者とコミュニケーションがとりにくい(50.5%)」の3つが半数を超える民児協が認識している。

(9)訪問活動等への影響や課題【複数回答】

①緊急事態宣言等時期

	市 N=263		町村 N=105		合計 N=368	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 通常通り訪問活動をする	14	5.3%	5	4.8%	19	5.2%
イ. 特に気になる世帯のみ訪問活動をする	130	49.4%	23	21.9%	153	41.6%
ウ. 訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う	159	60.5%	39	37.1%	198	53.8%
エ. 夜間の家の灯りや新聞の受け取り確認により訪問を伴わない見守り活動を行う	150	57.0%	25	23.8%	175	47.6%
オ. 原則的に全ての訪問活動は控える	108	41.1%	19	18.1%	127	34.5%
カ. 訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている	138	52.5%	66	62.9%	204	55.4%
キ. その他	11	4.2%	4	3.8%	15	4.1%

キ. その他の記述 ※主なカテゴリーは以下のとおり。詳細は別表6（32ページ）参照。

- ・訪問活動の工夫
- ・民児協のルール
- ・その他

➔ 緊急事態宣言等の時期に通常通り訪問活動を継続していたのは全体で5.2%。市と町村では大きな差はなかった。市では「ウ. 訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う（60.5%）」、「エ. 夜間の家の灯りや新聞の受け取り確認により訪問を伴わない見守り活動を行う（57.0%）」、「カ. 訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている（52.5%）」とこの3つの項目はいずれも半数以上の民児協が回答している。一方、町村では「カ. 訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている（62.9%）」のみが半数以上の民児協が回答した。市と町村で差が大きかったのは「エ. 夜間の家の灯りや新聞の受け取り確認により訪問を伴わない見守り活動を行う（33.2%）」、「イ. 特に気になる世帯のみ訪問活動をする（27.5%）」、「ウ. 訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う（23.4%）」、「オ. 原則的に全ての訪問活動は控える（23.0%）」でいずれも市の方が多かった。

②緊急事態宣言等時期以外

	市 N=263		町村 N=105		合計 N=368	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 通常通り訪問活動をする	147	55.9%	57	54.3%	204	55.4%
イ. 特に気になる世帯のみ訪問活動をする	89	33.8%	31	29.5%	120	32.6%
ウ. 訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う	71	27.0%	17	16.2%	88	23.9%
エ. 夜間の家の灯りや新聞の受け取り確認により訪問を伴わない見守り活動を行う	113	43.0%	23	21.9%	136	37.0%
オ. 原則的に全ての訪問活動は控える	23	8.7%	3	2.9%	26	7.1%
カ. 訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている	174	66.2%	72	68.6%	246	66.8%
キ. その他	25	9.5%	3	2.9%	28	7.6%

キ. その他の記述 ※主なカテゴリーは以下のとおり。詳細は別表7（32ページ）参照。

- ・訪問活動の工夫
- ・民児協のルール
- ・その他

➔ 緊急事態宣言等の時期以外では、「ア. 通常通り訪問活動をする」民児協が全体で55.4%。市と町村では大きな差はなかった。市、町村共に、「ア. 通常通り訪問活動をする」、「カ. 訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている」の2の項目は半数以上の民児協が回答している。市と町村で差が大きかったのは「エ. 夜間の家の灯りや新聞の受け取り確認により訪問を伴わない見守り活動を行う（21.1%）」、「ウ. 訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う（10.8%）」でいずれも市の方が多かった。

③緊急事態宣言等時期と緊急事態宣言時期以外の比較 (③=①-②)

	市 N=263		町村 N=105		合計 N=368	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 通常通り訪問活動をする	-133	-50.6%	-52	-49.5%	-185	-50.3%
イ. 特に気になる世帯のみ訪問活動をする	41	15.6%	-8	-7.6%	33	9.0%
ウ. 訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う	88	33.5%	22	21.0%	110	29.9%
エ. 夜間の家の灯りや新聞の受け取り確認により訪問を伴わない見守り活動を行う	37	14.1%	2	1.9%	39	10.6%
オ. 原則的に全ての訪問活動は控える	85	32.3%	16	15.2%	101	27.4%
カ. 訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている	-36	-13.7%	-6	-5.7%	-42	-11.4%
キ. その他	-14	-5.3%	1	1.0%	-13	-3.5%

→ 緊急事態宣言等の時期は、「ア. 通常通り訪問活動をする」ことに大きな影響を受けている。また、「オ. 原則的に全ての訪問活動は控える (27.4%)」が多くなる一方、「ウ. 訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う (29.9%)」、「エ. 夜間の家の灯りや新聞の受け取り確認により訪問を伴わない見守り活動を行う (10.6%)」という工夫が行われている。

Ⅲ 相談支援活動について

(10) 相談支援活動への影響【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 影響があった	184	70.0%	77	73.3%	261	70.9%
イ. 影響がなかった	69	26.2%	22	21.0%	91	24.7%
ウ. 無回答	10	3.8%	6	5.7%	16	4.3%
合計N=368	263	100.0%	105	100.0%	368	100.0%

→ 相談支援活動への影響があった民児協は全道で70.9%。市よりも町村のほうが若干影響は大きかった。

(11) 相談支援活動に関する申し合わせ事項【複数回答】

① 緊急事態宣言等時期

	市 N=263		町村 N=105		合計 N=368	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 通常通り訪問（来所）により面談を行う	29	11.0%	7	6.7%	36	9.8%
イ. 原則面談はせず、電話等で相談に応じる	150	57.0%	29	27.6%	179	48.6%
ウ. 相談の受付をしない	11	4.2%	2	1.9%	13	3.5%
エ. 面談等の実施は委員個々の判断に任せている	165	62.7%	74	70.5%	239	64.9%
オ. 面談等の実施は相談者の意向を尊重する	130	49.4%	49	46.7%	179	48.6%
カ. その他	4	1.5%	2	1.9%	6	1.6%

カ. その他の記述 ※主なカテゴリーは以下のとおり。詳細は別表8（33ページ）参照。

・相談支援活動の工夫 ・民児協のルール ・その他

→ 緊急事態宣言等の時期に通常通り訪問（来所）により面談を継続していたのは全体で9.8%。市は11.0%、町村は6.7%と市のほうが継続できていた。市では「エ. 面談等の実施は委員個々の判断に任せている（62.7%）」、「原則面談はせず、電話等で相談に応じる（57.0%）」とこの2つの項目はいずれも半数以上の民児協が回答している。一方、町村では「エ. 面談等の実施は委員個々の判断に任せている（70.5%）」だけが半数以上の民児協が回答した。市と町村で差が大きかったのは「イ. 原則面談はせず、電話等で相談に応じる（29.4%）」、であり、市の方が多かった。

②緊急事態宣言等時期以外

	市 N=263		町村 N=105		合計 N=368	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 通常通り訪問（来所）により面談を行う	160	60.8%	52	49.5%	212	57.6%
イ. 原則面談はせず、電話等で相談に応じる	44	16.7%	15	14.3%	59	16.0%
ウ. 相談の受付をしない	2	0.8%	4	3.8%	6	1.6%
エ. 面談等の実施は委員個々の判断に任せている	176	66.9%	74	70.5%	250	67.9%
オ. 面談等の実施は相談者の意向を尊重する	149	56.7%	47	44.8%	196	53.3%
カ. その他	3	1.1%	1	1.0%	4	1.1%

カ. その他の記述 ※主なカテゴリーは以下のとおり。詳細は別表9（33ページ）参照。

・相談支援活動の工夫 ・民児協のルール ・その他

➔ 緊急事態宣言等の時期以外では、「ア. 通常通り訪問活動をする」民児協が全体で57.6%。市は60.8%、町村は49.5%と市のほうが継続できていた。市では「エ. 面談等の実施は委員個々の判断に任せている（66.9%）」、「ア. 通常通り訪問（来所）により面談を行う（60.8%）」、「オ. 面談等の実施は相談者の意向を尊重する（56.7%）」の3の項目は半数以上の民児協が回答している。一方、町村では「エ. 面談等の実施は委員個々の判断に任せている（70.5%）」のみが半数以上の民児協が回答した。市と町村で差が大きかったのは「オ. 面談等の実施は相談者の意向を尊重する（11.9%）」、「ア. 通常通り訪問（来所）により面談を行う（11.3%）」でいずれも市の方が多かった。

③緊急事態宣言等時期と緊急事態宣言時期以外の比較（③=①-②）

	市 N=263		町村 N=105		合計 N=368	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 通常通り訪問（来所）により面談を行う	-131	-49.8%	-45	-42.9%	-176	-47.8%
イ. 原則面談はせず、電話等で相談に応じる	106	40.3%	14	13.3%	120	32.6%
ウ. 相談の受付をしない	9	3.4%	-2	-1.9%	7	1.9%
エ. 面談等の実施は委員個々の判断に任せている	-11	-4.2%	0	0.0%	-11	-3.0%
オ. 面談等の実施は相談者の意向を尊重する	-19	-7.2%	2	1.9%	-17	-4.6%
カ. その他	1	0.4%	1	1.0%	2	0.5%

➔ 緊急事態宣言等の時期は、「ア. 通常通り訪問（来所）により面談を行う」ことに大きな影響を受けている。その一方「イ. 原則面談はせず、電話等で相談に応じる（32.6%）」という工夫が行われている。

(12)生活福祉資金緊急小口資金等に関する相談実績

①相談実績【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 実績がある	64	24.3%	20	19.0%	84	22.8%
イ. 実績はない	195	74.1%	85	81.0%	280	76.1%
ウ. 無回答	4	1.5%	0	0.0%	4	1.1%
合計N=368	263	100.0%	105	100.0%	368	100.0%

→ 生活福祉資金緊急小口資金の相談実績があった民児協は全道で22.8%。市よりも町村のほうが実績は少ない。

②令和3年度延べ相談件数【記述式回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 1回	8	12.5%	4	20.0%	12	14.3%
イ. 2回	14	21.9%	1	5.0%	15	17.9%
ウ. 3回	3	4.7%	0	0.0%	3	3.6%
エ. 4回	4	6.3%	0	0.0%	4	4.8%
オ. 5回	3	4.7%	1	5.0%	4	4.8%
カ. 6回	4	6.3%	1	5.0%	5	6.0%
キ. 7回	0	0.0%	2	10.0%	2	2.4%
ク. 8回	2	3.1%	0	0.0%	2	2.4%
ケ. 10回	22	34.4%	0	0.0%	22	26.2%
コ. 11回	0	0.0%	1	5.0%	1	1.2%
サ. 14回	0	0.0%	1	5.0%	1	1.2%
シ. 15回	1	1.6%	0	0.0%	1	1.2%
ス. 16回	0	0.0%	1	5.0%	1	1.2%
セ. 20回	1	1.6%	0	0.0%	1	1.2%
ソ. 27回	0	0.0%	1	5.0%	1	1.2%
タ. 36回	1	1.6%	0	0.0%	1	1.2%
チ. 43回	0	0.0%	1	5.0%	1	1.2%
ツ. 65回	0	0.0%	1	5.0%	1	1.2%
テ. 82回	0	0.0%	1	5.0%	1	1.2%
ト. 86回	0	0.0%	1	5.0%	1	1.2%
ナ. 271回	0	0.0%	1	5.0%	1	1.2%
ニ. 無回答	1	1.6%	2	10.0%	3	3.6%
合計N=280	64	100.0%	20	100.0%	85	100.0%

→ 生活福祉資金緊急小口資金の相談実績は市よりも町村のほうが少ないが、相談件数を見ると年間12回以上（月平均1回以上）の実績がある民児協は、市は3民児協（4.7%）、延71回に対し、町村は8民児協（40.0%）、延604回であり、相談回数は町村のほうが8倍を超える実態となっている。

IV その他の活動について

(13)相談・支援や訪問以外の活動実績【単一回答】

①行政等からの依頼による調査

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. すべて予定通り実施	88	33.5%	39	37.1%	127	34.5%
イ. 一部実施	98	37.3%	22	21.0%	120	32.6%
ウ. すべて中止	21	8.0%	3	2.9%	24	6.5%
エ. 元々実施予定はない	47	17.9%	40	38.1%	87	23.6%
オ. その他	5	1.9%	1	1.0%	6	1.6%
ウ. 無回答	4	1.5%	0	0.0%	4	1.1%
合計N=368	263	100.0%	105	100.0%	368	100.0%

オ. その他の記述 ※別表10 (33ページ) 参照。

➔ 行政等からの依頼による活動は、「ア. すべて予定通り実施」している民児協は全道で34.5%。市よりも町村のほうが実施できている。一方、「ウ. すべて中止」している民児協は全道で6.5%であり、市の影響が大きかったが「エ. 元々実施予定はない」町村が市よりも20.2%多い。

②世帯票・福祉票の整備

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. すべて予定通り実施	94	35.7%	37	35.2%	131	35.6%
イ. 一部実施	106	40.3%	20	19.0%	126	34.2%
ウ. すべて中止	14	5.3%	1	1.0%	15	4.1%
エ. 元々実施予定はない	33	12.5%	46	43.8%	79	21.5%
オ. その他	9	3.4%	1	1.0%	10	2.7%
ウ. 無回答	7	2.7%	0	0.0%	7	1.9%
合計N=368	263	100.0%	105	100.0%	368	100.0%

オ. その他の記述 ※別表11 (33ページ) 参照。

➔ 世帯票・福祉票の整備状況は、「ア. すべて予定通り実施」している民児協は全道で35.6%。市と町村では差は少なかった。一方、「ウ. すべて中止」している民児協は全道で4.1%であり、市の影響が大きかったが「エ. 元々実施予定はない」町村が市よりも31.3%多い。

③他団体の会議や行事への参加

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. すべて予定通り実施	24	9.1%	13	12.4%	37	10.1%
イ. 一部実施	190	72.2%	79	75.2%	269	73.1%
ウ. すべて中止	31	11.8%	7	6.7%	38	10.3%
エ. 元々実施予定はない	12	4.6%	5	4.8%	17	4.6%
オ. その他	5	1.9%	1	1.0%	6	1.6%
ウ. 無回答	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
合計N=368	263	100.0%	105	100.0%	368	100.0%

オ. その他の記述 ※別表12 (33ページ) 参照。

➔ 他団体の会議や行事への参加状況は、「ア. すべて予定通り実施」している民児協は全道で10.1%。市よりも町村のほうが実施できている。一方、「ウ. すべて中止」している民児協は全道で10.3%であり、市と町村の差は少ない。

④自主運営しているサロン等活動

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. すべて予定通り実施	5	1.9%	1	1.0%	6	1.7%
イ. 一部実施	78	29.7%	19	18.1%	97	26.9%
ウ. すべて中止	50	19.0%	4	3.8%	54	15.0%
エ. 元々実施予定はない	115	43.7%	81	77.1%	196	54.3%
オ. その他	7	2.7%	0	0.0%	7	1.9%
ク. 無回答	7	2.7%	0	0.0%	7	1.9%
ケ. 不正回答	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
合計N=368	263	100.0%	105	100.0%	368	100.0%

オ. その他の記述 ※別表13 (34ページ) 参照。

- ➔ サロン等の活動状況は、「ア. すべて予定通り実施」している民児協は全道で1.7%。市と町村の差はあまりない。一方、「ウ. すべて中止」している民児協は全道で15.0%であり、市の影響が大きかったが「エ. 元々実施予定はない」町村が市よりも33.4%多い。

⑤民児協独自研修

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. すべて予定通り実施	14	5.3%	10	9.5%	24	6.5%
イ. 一部実施	134	51.0%	48	45.7%	182	49.5%
ウ. すべて中止	85	32.3%	29	27.6%	114	31.0%
エ. 元々実施予定はない	28	10.6%	18	17.1%	46	12.5%
オ. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ク. 無回答	2	0.8%	0	0.0%	2	0.5%
合計N=368	263	100.0%	105	100.0%	368	100.0%

オ. その他の記述 ※別表14 (34ページ) 参照。

- ➔ 民児協独自研修の状況は、「ア. すべて予定通り実施」している民児協は全道で6.5%。市よりも町村のほうが実施できている。一方、「ウ. すべて中止」している民児協は全道で31.0%であり、市の影響が大きかった。

V 活動の自粛・再開の基準（目安）について

(14)活動自粛や再開の基準（目安）について【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 基準を設けている	114	43.3%	24	22.9%	138	37.5%
イ. 基準を設けていない	147	55.9%	81	77.1%	228	62.0%
ウ. 無回答	2	0.8%	0	0.0%	2	0.5%
合計N=368	263	100.0%	105	100.0%	368	100.0%

➔ 活動自粛や再開の基準を設けている民児協は全道37.5%。市は43.3%、町村は22.9%と市のほうが基準を設けている民児協が多い。

(15)活動自粛または再開の基準（目安）【複数回答】

① 活動自粛の基準（目安）

	市 N=114		町村 N=24		合計 N=138	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された場合	105	92.1%	24	100.0%	129	93.5%
イ. 地元行政から活動休止の要請があった場合	82	71.9%	11	45.8%	93	67.4%
ウ. 地元市町村内で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合	27	23.7%	12	50.0%	39	28.3%
エ. その他	29	25.4%	1	4.2%	30	21.7%

エ. その他の記述 ※主なカテゴリーは以下のとおり。詳細は別表15（34ページ）参照。

- ・感染状況に関すること
- ・施設環境に関すること
- ・基準・ルール等に関すること
- ・その他

➔ 活動自粛の基準を設けている民児協のうち、「ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された場合」は全道で93.5%。「イ. 地元行政から活動休止の要請があった場合」は67.4%であった。「ウ. 地元市町村内で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合」については市よりも町村のほうが基準を設けている民児協が若干多かった。

②活動再開の基準（目安）

	市 N=114		町村 N=24		合計 N=138	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令が解除された場合	102	89.5%	24	100.0%	126	91.3%
イ. 地元行政から活動休止の要請が解除になった場合	75	65.8%	11	45.8%	86	62.3%
ウ. 地元市町村内で新型コロナウイルスの感染者が確認され一定期間経過した場合	23	20.2%	11	45.8%	34	24.6%
エ. その他	30	26.3%	1	4.2%	31	22.5%

エ. その他の記述 ※主なカテゴリーは以下のとおり。詳細は別表16（34ページ）参照。

- ・感染状況に関すること
- ・施設環境に関すること
- ・基準・ルール等に関すること
- ・その他

➔ 活動再開の基準を設けている民児協のうち、「ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された場合」は全道で91.3%。「イ. 地元行政から活動休止の要請があった場合」は62.3%であった。「ウ. 地元市町村内で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合」については市よりも町村のほうが基準を設けている民児協が若干多かった。

③活動自粛の基準（目安）と活動再開の基準（目安）の比較（③=①-②）

	市 N=114		町村 N=24		合計 N=138	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に関する事	3	2.6%	0	0.0%	3	2.2%
イ. 地元行政からの要請に関する事	6	5.3%	0	0.0%	6	4.3%
ウ. 感染者の確認に関する事	4	3.5%	1	4.2%	5	3.6%
エ. その他	-1	-0.9%	0	0.0%	-1	-0.7%

→ 活動自粛の基準と再開の基準を比べると、市では再開の基準に比べ、自粛の基準がある民児協が若干多く、町村にあつては差異が見られなかつた。

VI ICT（情報通信技術）の活用について

(16)通信アプリが利用できる端末の所持・利用状況

①スマートフォンなどを所持する委員の割合【記述式回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 0割	4	1.5%	0	0.0%	4	1.1%
イ. 1割	5	1.9%	1	1.0%	6	0.6%
ウ. 2割	2	0.8%	2	1.9%	4	1.1%
エ. 3割	8	3.0%	3	2.9%	11	3.0%
オ. 4割	7	2.7%	3	2.9%	10	2.7%
カ. 5割	13	4.9%	7	6.7%	20	5.4%
キ. 6割	12	4.6%	7	6.7%	19	5.2%
ク. 7割	25	9.5%	10	9.5%	35	9.5%
ケ. 8割	48	18.3%	21	20.0%	69	18.8%
コ. 9割	84	31.9%	25	23.8%	109	29.6%
サ. 10割	43	16.3%	14	13.3%	57	15.5%
シ. 無回答	9	3.4%	4	3.8%	13	3.5%
ス. 不正回答	3	1.1%	8	7.6%	11	3.0%
合計N=368	263	100.0%	105	100.0%	368	100.0%

➔ スマートフォンなどを所持する委員の割合が7割以上ある民児協は、市は76.0%、町村では66.6%と市の所持率の方が高い。一方、所持していない委員の割合が5割以上の民児協は、市は14.8%、町村は15.4%だった。

(参考) 令和2年度基本調査:民生員の携帯電話・スマートフォン所持率は、市は90.6%、町村は94.7%を占めている。

②自宅でオンライン研修や会議に参加できる委員の割合【記述式回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 0割	33	12.5%	11	10.5%	44	12.0%
イ. 1割	79	30.0%	28	26.7%	107	29.1%
ウ. 2割	50	19.0%	16	15.2%	66	17.9%
エ. 3割	32	12.2%	13	12.4%	45	12.2%
オ. 4割	18	6.8%	4	3.8%	22	6.0%
カ. 5割	14	5.3%	5	4.8%	19	5.2%
キ. 6割	4	1.5%	2	1.9%	6	1.6%
ク. 7割	3	1.1%	1	1.0%	4	1.1%
ケ. 8割	3	1.1%	5	4.8%	8	2.2%
コ. 9割	2	0.8%	1	1.0%	3	0.8%
サ. 無回答	18	6.8%	6	5.7%	24	6.5%
シ. 不正回答	7	2.7%	13	12.4%	20	5.4%
合計N=368	263	100.0%	105	100.0%	368	100.0%

➔ 自宅でオンライン研修や会議に参加できる委員の割合が7割以上ある民児協は、市は3.0%、町村では6.8%と町村の方が高い。一方、参加できない委員の割合が5割以上の民児協は、市は85.8%、町村は73.4%であり、12.4%の差があった。

(参考) 令和2年度基本調査:民生員のパソコン所持率は、市は15.4%、町村は9.1%を占めている。

(17)LINE等の通信アプリの使用状況【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 委員全員が通信アプリを使用し連絡調整している	8	3.0%	0	0.0%	8	2.2%
イ. 一部の委員が通信アプリを使用し連絡調整している	148	56.3%	26	24.8%	174	47.3%
ウ. 全く使用していない	91	34.6%	76	72.4%	167	45.4%
エ. その他	11	4.2%	3	2.9%	14	3.8%
オ. 無回答	4	1.5%	0	0.0%	4	1.1%
カ. 不正回答	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
合計N=368	263	100.0%	105	100.0%	368	100.0%

エ. その他の記述 ※主なカテゴリーは以下のとおり。詳細は別表17（35ページ）参照。

- ・通信アプリの使用状況に関する事
- ・電話・メールの使用状況に関する事
- ・通信アプリ等の使用が困難な状況に関する事
- ・その他

➔ 通信アプリの使用状況については、「ア. 委員全員が通信アプリを使用し連絡調整している」は市で3.0%、町村では皆無であった。「イ. 一部の委員が通信アプリを使用し連絡調整している」を含めても、市は59.3%、町村は24.8%であり、と町村では大きな違いがあることが分かった。

Ⅶ 地域が抱える新たな課題について

(18) コロナ禍において担当地区に新たに生じた課題

※主なカテゴリーは以下のとおり。詳細は別表18（35ページ）参照。

①住民に対する民生委員活動に関すること

- ・「社会調査のはたらき」への影響
- ・「調整のはたらき」への影響
- ・「相談のはたらき」への影響
- ・「生活支援のはたらき」への影響
- ・「情報提供のはたらき」への影響
- ・「意見具申のはたらき」への影響
- ・「連絡通報のはたらき」への影響

②民児協運営に関する

- ・「民生委員が担当する区域又は事項を定めること」への影響
- ・「民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること」への影響
- ・「民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること」への影響
- ・「必要な資料及び情報を集めること」への影響
- ・「民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること」への影響
- ・「その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること」への影響
- ・「民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する」への影響

③その他

- ・その他
- ・課題なし

(参考) 令和2年度基本調査：民生委員の7つのはたらきの状況（「十分に取組んでいる」、「割と取組んでいる」の合計）

区分	市	町村	全道
社会調査のはたらき	87.8%	82.9%	86.2%
相談のはたらき	95.0%	100.0%	96.7%
情報提供のはたらき	88.1%	90.8%	89.0%
連絡通報のはたらき	95.4%	96.2%	95.6%
調整のはたらき	94.2%	88.4%	92.3%
生活支援のはたらき	75.4%	69.8%	73.5%
意見具申のはたらき*	57.5%	53.8%	56.3%

※令和2年度基本調査では10種の回答選択肢があるが、このうち「住民の生活状態や地域の実態把握のための情報提供」に該当する数値を記載

(参考) 令和2年度基本調査：定例会議の内容

区分	市	町村	全道
民生委員の担当区や主任児童委員の役割に関する協議	68.4%	53.8%	63.6%
民生委員としてやるべきこと、やらないことの調整や確認	72.6%	56.8%	67.3%
行政や福祉関係機関からの報告や連絡	98.1%	97.7%	98.0%
民生委員活動に有用な地域実態の収集や資料の配布	80.5%	81.1%	80.7%
研修の企画調整や定例会議と併せた研修の実施	82.0%	71.2%	78.4%
行政や福祉関係機関に対する意見具申等の取りまとめ	43.6%	30.3%	39.2%

※令和2年度基本調査では10種の回答選択肢があるが、このうち「住民の生活状態や地域の実態把握のための情報提供」に該当する数値を記載

VIII その他、ご意見、ご要望等

(19)活動の工夫、連盟に対する意見、要望等

※主なカテゴリーは以下のとおり。詳細は別表19（41ページ）参照。

- ・コロナ禍における民生委員活動の工夫
- ・活動についての意見（単位民児協によって調整が可能と思われる意見）
- ・連盟に対する意見・要望（事業運営や北海道との調整を要する意見・要望）

別表 法定単位民児協向け調査自由記述一覧

別表1

(3)定例会の開催を中止した理由 オ. その他の記述

<ul style="list-style-type: none"> ・町内感染状況により中止とした ・地域での感染拡大 ・地域に感染者が増加した為 ・地区近隣でコロナが拡大したから ・感染拡大のため会場が休館のため ・定例会研修の講師の意向のより中止 ・大雪

別表2

(4)定例会の開催を中止した際の課題 カ. その他の記述

<p>情報伝達・情報共有に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2か月続けて中止した為配布物が多くなった為。外で配布した。 ・定例会中止の場合は、役員による資料宅配を行い、情報共有には配慮した。 ・連絡事項等は回覧をまわす事でできるだけ周知を図った。 ・周知事項や情報は全て文書を配布した。 ・例会議案・資料は郵送・質問等は電話で対応するも、やはり一堂に会し対面でのやり取りに勝るものはない。 ・直接委員に会い連絡事項等を伝える。 ・情報の共有ができない。
<p>委員間のコミュニケーション・モチベーションに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中止時も各委員には大切な情報は書類にし、配布したので情報共有には問題は生じなかったですが、コロナ禍で各委員が今までと違い積極的に各研修会集会に参加しなくなったような気がします。 ・電話等で連絡取り合いコミュニケーションを取っていた。 ・定例会の中止は2回でしたのでコミュニケーション量の低下や連帯感の希薄化については電話等で出来るだけ防いできました。 ・今まで、当然のようにできた事などが時間的に連絡事項に短縮され新任委員との接点が減った。 ・定例会の参加人数が減少し、また新任委員とのコミュニケーション等が取れず相談支援の方法がわからなかった。 ・委員の出席率、発言が低下気味になっている。 ・活動意欲を維持するため。
<p>民生委員活動に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の年齢が高齢化の状態でビクビクしながらの活動は、今後の活動にも支障をきたすと思う。 ・定例会を兼ねて学校訪問等行う予定だったが、大人数行くこともあり室内に人が密になることからやむ無く中止とした。 ・独居の人達には電話連絡を取り安否確認し、また、民児協独自で会長が絵手紙の原画を描いて皆で出してる。
<p>感染対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に気にする委員も居るし、無理をしない（強引さ）方が今後の運営の為に得策と考え中止にしました。 ・元看護師が4名在任、シビアにアドバイスあり。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当項目はない。特に支障はなかった。

別表3

(5)緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている中での定例会開催実績 開催した理由

資料の配布等による情報伝達のみ実施したため
<ul style="list-style-type: none"> ・来た順番に書類だけを渡し開催に変えたことが2回あります。 ・書類等の伝達。 ・一人ひとりに、手渡しする物があったため。 ・活動日誌の回収および会長会議内容報告の伝達。 ・資料配布のみ（感染予防に努めながら）。 ・資料を手渡しのみで開催なので、五月雨時季の来訪なのでマスクをしてソーシャルディスタンスも保たれると判断した。 ・会場入り口にて資料の配布、活動記録票を受け取り、個々に解散。 ・資料の配布等の必要性から。 ・行事参加者の集約等と、コロナ感染防止対策用品等の配布が重なって万止むの時⇒但し、会議とはせず会場渡しと口頭連絡および集約としている。 ・3月の定例会は中止をしたかったが、活動資金の支給があるので活動資金の支給と資料の配布のみ実施。 ・机とイスを使わず随時解散。活動記録提出、資料配布、その他。
資料配布・情報伝達を目的に、時短で実施したため
<ul style="list-style-type: none"> ・大事な配布資料や物品等があったので短時間での会議（伝達事項）でした。 ・資料の配布のため A. 入り口で渡し、重要事項を個別に伝える。 B. 2グループに分かれ、かつ時短で。 ・月例会には短時間でも資料配布と委員の意見交換など行った ・書類の受け渡し、報告、依頼事項があり短時間15分間で実施した。 ・会員に連絡事項があるので書類等を渡す為短時間で済ませた。 ・2月14日に開催、その月に押印の書類などあったので、集まって用事だけ足して書類を渡して15分位で解散した。短い時間だったけれど委員同士の顔が見られて安心した。 ・2か月間も連続にて中止すると、連絡事項等の周知に問題あり、短時間で終えた。 ・伝達事項、配布文書あり。活動記録を収集する必要あり、会長が各人宅を回った事もあり（短時間でディスタンスを取り消毒、通風処置をして実施しました。）
3密を避け（感染対策）、時短で実施したため
<ul style="list-style-type: none"> ・文書配布を主とし、短時間で終了した。机の配置にも配慮し、検温、消毒をし、フェイスシールド着にして行った。 ・感染対策をしっかり行い、15分以内で解散することで最低限のコミュニケーションと情報共有を図るため。 ・コロナ感染対策、換気対策等と短時間（40分程度）で定例会を実施した。 ・会場が広く十分な間隔が開けられ時間短縮等気を配りながら、定例会は1か月に1度委員間の情報共有の場であるから。 ・委員の職種の関係で例会出席は、個人判断。重要案件はポスター型で周知を図る。時短で提出書類持参一括持ち帰り方式で開催。 ・各委員との連絡調整の中で、健康状況等を確認し、短時間の接触で済ます方法で実施。 ・情報提供の必要性。感染防止の徹底。定例会の時間短縮。 ・マスク着用で短時間。 ・会場入り口で、各委員の体温・体調チェック、手・指消毒実施、会場の机・椅子の消毒実施して行った。どちらかと言うと短時間で（重要な議題優先）。 ・まん延防止等重点措置が発令されていたが、定例会会場が休館になっていなかったので連絡事項等の周知のため各委員の席を空けるなど感染防止を図り時間を短縮して開催した。 ・まん防中ですが、人数制限がないので十分に感染対策をしっかりとりながら手短かに開催、委員全員に周知すること（内容）があるため！ ・マスク着用、手の消毒、検温、ソーシャルディスタンスを徹底し短時間としました。 ・いつもの会議室より広い所で短時間で開催した。 ・感染対策の徹底と時間短縮して情報交換を実施。

3 密を避け（感染症対策）のため

- ・会費集金月では、時間差で出席してもらい集金や資料を配布。
- ・会場の配置や換気を実施、接触の度合いを最小限にして実施。
- ・十分な距離が取れる広い会場に変更して行った（2回）。
- ・会館の使用に際し人数制限があったがクリアでき開催可能になった。
- ・1階の小さな会場から2階の大広間に会場を移し、十分間隔を取り委員の了解も得られた。
- ・ソーシャルディスタンスを取り消毒、検温等を実施し対応できるようになった。
- ・人員が少数のため。
- ・必要最低限の連絡事項や緊急性がある場合、民間の施設等を使い開催。
- ・公共の施設は使用ができなかった為、地域の民間会場を使用する。
- ・調整・周知・提出書類等があり、時間差を取り開催した。
- ・特に急を要したわけではないが、定数がもともと少なく会場を広く使い感染対策を十分に行なったうえで開催した。
- ・会場の設営や会議方法を工夫すれば、問題なく開催できると判断した。
- ・感染対策をしっかりと実施したうえで情報交換を実施する為。
- ・場所が確保できた。
- ・宣言下では中止とするが、措置下では感染対策に努めることで開催している。
- ・感染対策を講じて実施。
- ・分散開催で定例会を4つの部会に分けて開催。
- ・緊急事態宣言中は定例会を中止したが、まん延防止等重点措置期間は、間隔を空けるなど、感染対策を行った上で実施した。

書面等での開催を行ったため

- ・文書による開催が実施でき中止する必要がなかったため。
- ・対面による開催はできないと判断し、書面開催を行った。
- ・書面による開催などにより開催可能と判断した。
- ・書面会議にて開催していた。（同回答他21件）

協議や伝達事項など必要性があったため

- ・どうしても協議したい議案があったので有識者が多く出席者数が少なめですから密の心配は無しなのです。
- ・民児連からの決定事項を連絡する為。
- ・協議連絡事項があったため。
- ・9月・3月議題など、どうしても開催しなければならない案件があったので。
- ・重要事項の周知があったため（15分程度）。
- ・地域の特性上、定例会を開催できない月が2か月あることから情報交換の機会を確保するため。
- ・年度末で事務作業が多い為。
- ・情報が正しく伝わらない為。
- ・研修に参加するメンバーを選出するため。
- ・市民児協正副会長会議の決定事項を委員に周知する為、及び各種資料の配布、各委員の活動状況の把握。
- ・民生委員・児童委員の健康状態と一般市民への取り組み、特に会員の健康状態の把握。
- ・次年度の事業計画を立てるための定例会。
- ・必要要件がありやむなく、感染を防ぐ措置を取り。
- ・緊急に討議・決定を要する件があったため。
- ・次年度事業計画を協議・共有したかった。
- ・短時間でも対面での開催が必要であった。
- ・各月の定例会は、地区協議会（3地区）会長会議の決定事項の指示と向こう1か月間の委員活動の指針となる会議であるため、感染予防を徹底し開催した。（同回答他2件）
- ・5月は総会を兼ねた例会であった事、感染対策を充分考慮した上で開催が可能と判断した。
- ・委員同士の情報共有。（同回答他2件）
- ・部会及び委員間のみ情報共有。

<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染症に十分注意しながら、委員相互の意思の疎通を図るため。 ・委員から個別支援に関する検討が必要となったため。 ・協議事項や情報共有を正当に行うため。 ・町の新規事業（新公共交通）の情報提供を受けるため。 ・生活保護世帯や高齢者世帯の安全に関わる大切な会議の為。 ・連絡事項や情報共有が必要であった。 ・開催日の間隔が空くと情報共有が図れないため。 ・緊急事態宣言等の発令により不安や悩みのある方が増加していると想定し情報共有のために実施。 ・必要性があったから。
委員のモチベーション等の維持のため
<ul style="list-style-type: none"> ・2か月に1度集まり委員事例等の発表を通して研修を深める為。 ・行政や学校等の行事を考慮し感染防止を徹底対策し委員同士の連帯感を優先。 ・新任民生委員のサポートを増やすため最大限に安全に配慮して手短かに開催。例会前後に個別に少人数で対応。 ・委員同士の連携等を保つため。 ・委員同志の連帯感と状況確認のため。 ・連絡事項等の周知・徹底を行うため。協議事項（各種研修会の説明と参加希望者調査のため）。委員の悩みや困り事等の相談のため。 ・感染対策に万全を期し、短時間で終了した。委員の活動意欲の低下を防ぐため、月に一度顔合わせることが大切と判断した。 ・月に1度ではあるが委員が顔を合わせることで連携など絆や繋がりを絶やしたくない思いから地元では感染者が無く感染対策が出来ているため実施。 ・委員への連絡や報告は必ず行う。委員に孤独を感じさせないために委員同志の話合い（会話）を多くしストレス解消ができより良い活動につながればと思います。
地域の感染状況等を踏まえたため
<ul style="list-style-type: none"> ・感染数の状況で判断。 ・まん延防止等重点措置が発令中の開催については、当市の感染状況を判断して開催した。 ・市内の感染数を確認しながら委員の様子を聞きながら開催できました。 ・当市での感染者数が少なく市民児協の会長会議等も開催していた為、短時間で感染対策を取りながら実施した。 ・担当地区内での発生状況がほとんどない為。 ・当該地区での感染者数が多くなく比較的状況が落ち着いていることを考慮した。 ・農村地域コロナウイルスが発生していない。委員7名で少ない。 ・市内にコロナ感染者が居なかったため。委員の多くが、コロナワクチン接種を終えていたため。 ・地域の感染状況や、感染予防対策の徹底により開催できると判断したため。 ・地域の感染状況を鑑み、感染症対策を徹底のうえ開催すべきと判断したため。 ・町内の感染状況を考慮し、感染対策を行った上で実施。 ・北海道で措置中であっても地域の実状をふまえ開催することとした。 ・北海道のまん防で当町は対象地域でなかったため開催。 ・地域的に発生数も少なく感染対策を十分に行っていた。 ・町内の状況から感染予防対策の徹底で開催可能と判断できたため。 ・開催時期に町内での感染拡大は見られなかったため。 ・町内で感染者がいない時期に短時間で行った。 ・本町においては感染者がいなかったのもあり行っていた。 ・村内での感染は多くなく、委員からも中止についての意見等は無かった。 ・町内で感染が拡大していなかったため。 ・町内の感染状況が少なかったため、感染予防を徹底し実施した。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・町内会が会館利用条件を明確化していたため。 ・3月の定例会が年度最終回ということで開催(多くの委員が3回目ワクチン接種済みという理由で)。

別表4

(6)定例会の開催に際し留意していること キ. その他の記述

感染対策
<ul style="list-style-type: none"> ・フェイスシールド着用。 ・委員間の会話の禁止。 ・会場の酸素濃度の測定、窓を開放し換気を実施。 ・換気、机の間隔を大きくとる。 ・家族等に体調不良者がいる場合も参加はしないようにした。 ・事務局による消毒作業の徹底。 ・いつもの場所より広い所を確保し教室のように会議テーブルを配列して実施しました。 ・グループに分けて人数を減らした上で開催。
簡素化・簡略化
<ul style="list-style-type: none"> ・信条は担当委員のみ。 ・民生委員の歌、民生委員信条の朗唱中止。 ・検温は各自が自宅を出る時に実施出席している。 ・検温の実施は出席者の自己申告。信条朗読を割愛することもある。
委員に対する配慮
<ul style="list-style-type: none"> ・各自が自分自身の体を大切に、無理せずに休養すること。 ・高齢の委員で、感染に不安がある場合、又勤務先で感染者増加傾向にある場合は、定例会欠席を推奨した。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・マスクを使用したか、かえって聴きづらかったので止めた。

別表5

(8)訪問活動等への影響や課題 コ. その他の記述

訪問活動の方法・委員の心境に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問先に前もって電話をしてから。 ・訪問を短時間で済ませる工夫。質問事項を検討し必要最小限。 ・訪問回数が少なめになった。 ・委員自らが感染源とならないよう留意しながらとなるため、活動を自粛せざるを得ないことから、コミュニケーションが希薄となる。 ・訪問活動中止。 ・当市は高齢者と母子世帯は従来から必ず訪問していたがコロナで中止している。 ・基本的に訪問しづらい。 ・全体的にコロナの関係で訪問しにくい気持ちもある。
訪問対象者の声や対象者の心境に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・対象者から逆に安否確認された。 ・インターホンで対応された。 ・訪問への拒否感がある。 ・一人暮らしの方の訪問が長くなる。(話し相手がいないため) ・訪問対象者と常に顔等の認識はしているが、コロナに対する拒否が強かった。 ・民生委員と地域の訪問対象者が長年の付き合いであれば、コロナ関係なく抵抗なく訪問を受け入れてくれる。
活動にかかる経費・物品に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・R2、R3年度には各委員に通信費(電話代)3,000円、マスク各120枚支給。 ・消毒スプレー液は、定例会で支給している。 ・マスクの配布、体温計の購入。 ・感染症予防物品費用や通信料の支出は増えたが、研修等の事業を中止しているため、地区活動費が不足しているとは感じていない。(同回答21件)

その他
・新任委員にとってはこの2年、ずっと訪問挨拶等もできずにいる方（世帯調査がこの2年中止）となつて台帳整理も苦慮、独居高齢者については、何とか対処できるようにしているが。

別表6

(9)訪問活動等への影響や課題 ①緊急事態宣言等時期 キ. その他の記述

訪問活動の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・面談が必要な場合に限り訪問する。 ・ほとんどの委員は電話を使っています。 ・自分で文書を作成してポストに入れている人もいる。 ・どんな状態時でも問題が発生すると対応せざるを得ないこともある、電話などで対応。 ・相談を受け訪問しなければならない場合や体調不良等の電話を頂いた時などはマスク着用、アルコール消毒など徹底し対応している ・外では挨拶で済ます事にしました。 ・マスクや消毒などの感染予防を徹底。 ・訪問時は短時間で終了する。チラシだけを配布する。
民児協のルール
<ul style="list-style-type: none"> ・単位民児協として無理な訪問はしないでとお願いしている。 ・北海道民生委員児童委員スタイルに準ずる。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターとの連携、情報共有があった。 ・感染に対する過度な恐れをせず、正しく恐れる大切さを伝えた。 ・任せてはいたが、月報で頂いた報告を見る限り控えていたように思える部分があった。

別表7

(9)訪問活動等への影響や課題 ②緊急事態宣言等時期以外 キ. その他の記述

訪問活動の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・面談が必要な場合に限り訪問する。 ・訪問相手の状況や環境によっては感染予防を徹底。 ・訪問時間の短縮。 ・訪問時は室内に入らず、玄関先にて15分以内を目途に行っている。(同回答20件)
民児協のルール
<ul style="list-style-type: none"> ・申し合わせ事項として明確化していない。 ・北海道民生委員児童委員スタイルに準ずる。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・当市は感染者数の高止まりが続き、まん延防止期間に合わせた活動となった。 ・訪問しても嫌がる方がいました。

別表 8**(11)相談支援活動に関する申し合わせ事項 ①緊急事態宣言等時期 カ. その他の記述**

相談支援活動の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・相談の内容により電話等での相談だけではできなく面談になることが多かった。 ・電話にて相談の受付をしている。 ・マスクや消毒などの感染予防を徹底。
民児協のルール
<ul style="list-style-type: none"> ・北海道民生委員児童委員スタイルに準ずる。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・任せてはいたが、月報で頂いた報告を見る限り控えていたように思える部分があった。 ・相談は受けている。

別表 9**(11)相談支援活動に関する申し合わせ事項 ②緊急事態宣言等時期以外 キ. その他の記述**

相談支援活動の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の状況や環境によっては感染予防を徹底。
民児協のルール
<ul style="list-style-type: none"> ・申し合わせ事項として明確化していない。 ・北海道民生委員児童委員スタイルに準ずる。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・日ごろより地域包括支援センターと情報共有があったことから影響はあまり感じなかった。

別表10**(13)相談・支援や訪問以外の活動実績 ①行政等からの依頼による調査 オ. その他の記述**

<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍での依頼はない。 ・依頼がなかった。 ・予定を変更しながら実施。 ・実施内容がない。
--

別表11**(13)相談・支援や訪問以外の活動実績 ②世帯票・福祉票の整備 オ. その他の記述**

<ul style="list-style-type: none"> ・委員それぞれに任せている。 ・個々の活動としている。 ・各委員判断で実施。 ・委員個々に任せる。 ・委員各自。 ・福祉課から65歳以上名簿を借用して実施。 ・訪問整備はない。 ・随時行っている。

別表12**(13)相談・支援や訪問以外の活動実績 ③他団体の会議や行事への参加 オ. その他の記述**

<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんど中止。 ・書面開催での参加。 ・状況により判断する。 ・地域状況による。 ・予定していたが実施主体の中止により中止となったものもあった。

別表13

(13)相談・支援や訪問以外の活動実績 ④自主運営しているサロン等活動 オ. その他の記述

<ul style="list-style-type: none"> ・個々人の活動に任せている。 ・一部中止。 ・サロン等していない。 ・単位民協で自主運営はない。 ・自主運営していない。
--

別表14

(13)相談・支援や訪問以外の活動実績 ⑤民児協独自研修 オ. その他の記述

<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においてはすべて中止。
--

別表15

(15)活動自粛または再開の基準（目安） ①活動自粛の基準（目安） カ. その他の記述

感染状況に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の感染状況及び担当地域の状況。 ・単位民児協近辺で陽性者の増加がみられたとき。 ・感染拡大した時。
施設環境に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・公民館が休館となった場合は中止。 ・会場（コミセン）が閉鎖された時。 ・定例会を実施する会館が休館のため。
基準・ルール等に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・北海道民生委員児童委員スタイルに準ずる。 ・行政が自粛している時は自粛対応となった。 ・市連合民児協の指示に従っている。（同回答他20件）
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・各自の体の安全を第一に考え話し合う。

別表16

(15)活動自粛または再開の基準（目安） ②活動再開の基準（目安） キ. その他の記述

感染状況に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の感染状況及び担当地域の状況。 ・単位民児協近辺で陽性者の増加がみられたとき。 ・委員の意見や地域の状況を鑑みて民協独自で考えます。 ・確実に減少した時。 ・地元町村が収束に向かい一定期間状況を確認。
施設環境に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・公民館（実施場所）開館となった場合は実施。 ・会場（コミセン）が利用可となった時。
基準・ルール等に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・活動をするか？を話し合い決定する。 ・北海道民生委員児童委員スタイルに準ずる。 ・市連合民児協の指示に従っている。（同回答他20件）
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・全てにおいてコロナ前には戻っていません。 ・コロナ収束までは十分ではない。委員自身に高齢者が多い。

別表17

(17)LINE等の通信アプリの使用状況 キ. その他の記述

通信アプリの使用状況に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 8割の人には、ライングループで連絡、2割は電話・FAXで連絡。 ・ 20名中18名がLINEにて連絡。 ・ 一部というよりは、全員に近い。 ・ スマートフォン(80%)公式LINE使用。役員間でLINE通信(スマートフォン)を開発しています。 ・ LINEのアプリのマークが覚えにくい、テキストを探し中。 ・ 8割程度で実施・SNSも利用。 ・ 地区協議会の役員間はラインで連絡調整している。 ・ 委員は電話、役員はラインを使用している。
電話・メールの使用状況に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自の民協で電話での連絡網を表にしてすぐ伝えられる。 ・ 電話で連絡しています。 ・ 電話メールで連絡調整している。 ・ メールのやり取りは有ります。 ・ 地区三役はPCネットで相互通信可能。会長～委員間は携帯のショートメールを常套手段としている。 ・ メール・連絡網(電話)。 ・ ショートメール、Eメールで委員間個々の連絡調整はしている。 ・ 電話による連絡。
通信アプリ等の使用が困難な状況に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部委員に限って固定電話のみの者がいるので難しい。 ・ 携帯電話を持たない方もおられます。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡調整には使用していないが、研修などの時はオンラインで委員の家に集まり2～3人で研修する委員もいます。 ・ 毎月「地区会便り」の発行で情報の共有、意思疎通を図っている。 ・ 令和4年度から希望者のみ導入。 ・ 把握していない。(同回答他1件)

別表18

(18)コロナ禍において担当地区に新たに生じた課題

①住民に対する民生委員活動に関すること

「社会調査のはたらき」への影響
<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯状況の把握レベル低下。 ・ 訪問活動ができないため地域の現状が見えにくくなっている。 ・ 年間を通じて行う、見守りなどの家庭訪問を訪問する活動「ふれあい訪問強化月間」がコロナ禍により、3年間中止になっている。 ・ コロナ禍により担当地区の家庭訪問が2年近く出来ていない。生活状況の把握が出来ない事により精神的な負担が重くなってきている。(個人の悩みとして各委員が感じている。) ・ 地区福祉委員会と共同の活動ができず、町会館の利用も制限されてきたので住民との接触が不足し状況把握が難しかった。今後に向けての方策に悩んでいる。 ・ 訪問活動がほとんどできていないので、地域の実態把握ができていない不安が大きい。 ・ 長引くコロナ禍で平常時の活動と違い、訪問活動のあり方や人との距離を保つ等被訪問者や地域住民との関係が希薄となり世帯状況の把握の低下。 ・ 訪問したいが相手からコロナの心配により断られるケースも増えている。 ・ 訪問活動の自粛により要支援者とのコミュニケーション不足とマスクの着用により相手の変化に気付きにくい等の困難が増えた。 ・ 訪問を拒否される事があり悲しくなる。

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者一人暮らし等の実態把握の弱まり。 ・歩いていて高齢者に会ってもマスクの為分からず挨拶ができない事が多い。顔が覚えられない。 ・宣言や措置が解除されても、地域住民の家へ訪問などは相手のコロナ禍への感度も様々だと思うため、活動は思うようにはできなくなる。 ・訪問活動で世帯票、福祉票の整理をしています。月1回位は回りたいのですが、不在で回れない所もあります。 ・世帯調査、訪問活動等ができないことから、担当内住民と十分な対話がない。特に今期委員（新任）は動きが十分できない。自身の安全第一に考えて活動することから、十分な行動がとれない。 ・幾度となく緊急事態宣言やまん延防止が発令され訪問を控える事で高齢者の変化に気づきにくくなっている。直接お顔を見てお話を傾聴する大切さを痛感しています。 ・地域の交流の場の事業縮小等の影響で訪問活動が減少している。 ・まん防が解除されている期間においても「訪問」という行為そのものにクレームが発生してしまう場合がある。
<p>「相談のはたらき」への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においては、すべての活動で制限があった。訪問面談活動は大幅に減った。 ・相談件数が増えた。 ・訪問の時、やはり大変です。相手も困っているので行くのですがマスク越しだと表情が分りにくいです。 ・訪問が困難になり、高齢者は電話でのやり取りが難しく相談対応に困る事があった。 ・マスクを付けているので会話も聞き取りにくく、コミュニケーションがとりにくい。 ・相談に応じる機会が失われ、活動が相当制約された。コロナ禍以前に比べ対応件数が減っている。感染防止対策上やむを得ないと考えている。 ・訪問回数が減ったので多くの相談者との連絡がしづらくなった。 ・訪問活動をする際、訪問対象者側が嫌がっているのではないかと心配しており、回数や時間等が減少傾向となっている。 ・訪問活動対象者（委員）が陽性となることで、全体の活動量が低下してしまう。 ・訪問時間が限られているため状況を把握しきれない。 ・直接訪問できずに対象者との関係が希薄になる。 ・人と接する機会が減り、困りごとなどの状況把握がしづらい。 ・委員の訪問及び相談・見守りの活動方法。
<p>「情報提供のはたらき」への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区住民の見守りについても活動が鈍くなり、大雪時にも回り切れず心配だった。年3回の便りを作成してポスト投函しました。
<p>「連絡通報のはたらき」への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者の顔が見えないため、関係する機関との連携に遅延を生ずる場合がある。（当事者でない方からの通報の場合） ・8050問題の多発、ケース会議が増加。 ・地域担当委員の中で住民個人の精神的（心の）悩みを相談される回数が多く、社協、包括センターなど共に連絡取り合っているがまた担当委員の所へ電話が入って大変であると。 ・生活保護者の孤独死対応の遅れが2件ほどあった。 ・関係機関や団体との交流及び委員同士のコミュニケーションが減った。
<p>「調整のはたらき」への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者で身近にお身内がおられない方の入院問題です。面会ができませんので、何かともしかしさ、難しさを感じました。 ・高齢者の健康（足、腰、うつ）上の事例が増えている。 ・地域住民との接触が減った。 ・自治会に加入していないアパート住民と地域住民の方との生活トラブル。自治会は関与せずの立場で、アパート住民の別の方から管理会社との連絡方法を教えてもらい、やっと相談解決の糸口。当事者は直接対立を避け、関係周辺は手を出さず。コマーシャルを見て住民が民生委員に相談。コロナだから増えたとは言いきれないが、増えている。 ・地域住民との繋がりが希薄になり信頼関係の醸成が難しくなっている。 ・学校訪問、老人クラブ訪問等のいわゆる団体の施設に伺うことが、このコロナ禍において2年行っていない。この状況がかわらない限りは密になると思われるので難しいように思う。

「生活支援のはたらき」への影響

- ・個別訪問ができない。
- ・外出を控える高齢者が増えた。特に気になる時は電話での安否確認をする様にした。
- ・軽易な件は電話で処理。
- ・コロナ禍以前の4月には、生活保護の方達に保護手帳を手渡していましたが、数回の訪問など大変でしたが、保護手帳を待っている方もいて必ず面談でき私達も安心できましたが今はそれができず残念です。
- ・訪問に対する意欲が薄れる感じが多い。
- ・ラジオ体操、登下校パトロールへの参加や協力者の減少、更には貧困や健康問題として孤立化などの発生。
- ・個別訪問がままならず、必要とされている支援ができていないか中々確認できない。
- ・訪問活動は事前通知などの、マスクは元より細心の注意を払うよう指示した。
- ・電話等のみでの「見守り」等では、なかなか十分な活動ができない（特に対面での様子の確認が困難）
- ・噂による訪問活動の自粛。
- ・サロンの開催や内容を変えなくてはいけなくなった。
- ・課題ではないが、訪問時は相手方に不安を与えないようマスク着用、短時間で実施するように申し合わせ実施した。
- ・世帯調査の中止の為、緊急時当の対処に不安。・高齢、独居者は更に閉じこもり傾向になり安否確認等の把握が出来ない。・民児協が「高齢者の集い」を企画して絆を繋ごうとしているがこの3年全くできずに苦慮している。
- ・地域高齢者の認知機能低下が著しく見られ、施設入所者や在宅生活困難者が増加している。⇒見守り支援内容の複雑化。
- ・訪問先の方が玄関を開けずインターホン越しの対応が多く十分な会話ができず、顔が見えていないため様子が見えず、本来の安否確認ができない事が問題と感じます。またコロナ禍なので玄関払いも多く感じました。
- ・委員の訪問及び相談・見守りの活動方法。

「意見具申のはたらき」への影響

- ・昨年は市の高齢者実態調査も中止され地域の状況把握が低下した。
- ・コロナ禍の2年間行政側の調査の中止・縮小化等、活動数低減により行動が小さくなり、全体的に意識が消極的になってきたようだ。

②民児協運営に関する

「民生委員が担当する区域又は事項を定めること」への影響

- ・一斉改選に向けて後任がみつからない。
- ・改選期で委員継続での悩みについて、電話で対応しているが直接面談がなかなかできづらい。
- ・委員の体調不良が2名発生、対象者の体調不良が多く生じた。
- ・民児協が出来て以来、コロナ禍でほとんどの行事が中止、又定例会での委員同士の交流もほとんどないまま3年目になりました。コロナ禍の中でも活動を続けていくためにはどうしたら良いか。
- ・民生委員も高齢者が多く、市営道営住宅等エレベーターのない所の担当者は活動が大変です。改選期に当たり新民生委員のなり手を見つけるのが難しい。当地区は市内でも高齢率が最も高い地域になります。
- ・任期満了の人探しに影響している。欠員の補充も大変。
- ・民生委員の認知化。定年制を無くした事で各委員の年齢が上がったので、今年改選期ですが75才で、と急にすると人が半数近くに減るため「3年後には定年制となりますよ」と各委員に伝えた時、25人中、継続10人・辞任9人・空地区6となり民生委員のなり手なし。
- ・民生委員の後任者がいない。
- ・コロナ禍と限定した課題は特にありませんが、民生委員児童委員の欠員地区を周辺の委員の方々がカバーしていただいております。担当地区以外をカバーすることで、個々の委員の負担増が懸念されます。
- ・コロナ禍に関わらず委員のなり手不足が深刻、そして一期のみで交代が常態化している地区がある。
- ・運営方法について、各委員の活動負担バランス（不平等に感じる）をどのようにとれば良いのか悩んでいる。
- ・コロナがはっきりしていないので、これからの運営（活動、行事）など組めない。
- ・改選期にぶつかり、民生委員の成り手不足が更に進み難しい。

- ・担い手確保の一層の困難化。
- ・新規役員の担い手不足。

「民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること」への影響

- ・民児協の時短のためなかなか各委員に寄り添う事ができない。お互いの状況を発信できず会長メール等で相談が多くなった。
- ・短時間で民児協を終了するよう皆が心掛けているので一人ひとりの事例をゆっくり聞き対応を検討し合うのが難しい。
- ・委員同士の交流がなく以前のような親近感がない。新しい委員と活動内容の話等の時間がとれない。
- ・従来より広い会場確保を要するため、固定されていた定例会日時が会場の都合で変更が多くなり、以前より欠席者増しとなる。また、短時間で終了するようにしているため、十分な意見交換ができない。改選年を迎えても、前回就任委員については新旧委員相互に顔が覚えられていない。
- ・医療関係に勤務されている委員においては参加規制がある。(多数集まる場所等)
- ・定例会の時短により、十分な情報提供と委員個々の意見を十分にくみ取れない。
- ・個々の委員により感染症の捉え方が違い、活動に対して拒否する事があり、協力要請ができない事もあった。
- ・定例会の開催にあたり時間短縮を考え十分な話し合いが行われない。また、新任委員との十分な親睦が図れない。
- ・定例会議開催についても一部反対意見の人がいた。
- ・短時間での定例会運営に臨んだ。
- ・一堂に集まる機会がなくなり、活動状況を話す機会がないので淋しいです。
- ・定例会議を中止もしくは書面開催にした場合委員同士のコミュニケーションが十分に図れず、課題協議、連絡事項徹底ができない。
- ・コロナ禍で気が滅入るといふ委員もいる(うつになりそう)。一斉改選で、退任したいと言う人も出て来ている。後を見つけるのが大変です。
- ・コロナが生じてから2年半が経ちました。例会ができなくなったり研修会が出来ず、総会も紙面で行い、活動がほとんどできず大変な日々を送っています。
- ・当地区は去年は感染状況が低かったが今年に入り大幅に増加している為、委員の活動にも制限が出てきている。
- ・民生委員は高齢者が多いため活動自体を制限しないとならない。
- ・令和元年の改選の委員が活動を始めて、すぐにコロナ感染が始まり、色々な研修が中止になりそれでも個々の委員は頑張って訪問・支援をしてくれた事には感謝しているが、なかなか新委員を支援できなかった事に申し訳なく思っています。
- ・対面での活動を控え、書面での活動もしましたが、返答のない一方的な活動が多かった。
- ・個々の委員(特に新任者)の事例相談があっても電話での対応となり理解頂けたかと疑問に思うことあり。
- ・委員の連携活動について不足する。
- ・民児協運営～報告事項が主となり、協議事項に十分な時間確保が出来なかった。(会議時間短縮上)
- ・民児協運営は新型コロナ感染予防の為全ての事業を中止とせざるを得なかった。
- ・公共施設の休館に伴い、会長が居住するマンションの一室で役員会を実施した事がある。
- ・提出期限が定められた報告事項について、緊急事態宣言のため例会が開催できず役員会で決定した為、委員との意見を調整する必要が生じた。
- ・市施設にての定例会開催の為まん延防止や緊急事態宣言発令の場合、中止せざるを得ない為、運営に若干の困難あり。ラインで通知周知するが使用していない委員もいるため忙しかった。
- ・定例会等時間短縮のため連絡事項の伝達が主となり担当ケースの検討等できない事が多くなった。それでも皆の顔合わせができると安心感や連帯感は得られたと思う。
- ・一部委員からコロナ禍で定例会、委員活動等を自粛すべきという意見があったが、高齢者のコロナ禍等の不安の解消にも当たるため、通常通り(可能な限り)協議会を運営した。会長としては協議会内のコミュニケーションを大切にしたいという気持ちが強かった。
- ・定例会においては広い場所を使用するため声が聞こえづらくマイクスピーカーを購入した。
- ・定例会では各委員の活動状況やその中での問題点や悩み等について発言し、皆で考える時間を持つようにしているが、それとは別の機会を設け委員同士がざっくばらんに語り合う場を思うように持てないことが、互いの信頼感を高め活動への意欲を向上させることに繋がっていない。
- ・定例会等の開催方式(オンライン等)の検討が必要。

<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において訪問活動等ができなく、自分のモチベーションが下がってきている。委員同士のコミュニケーションが取れなくなっている。 ・委員全員が参加する諸行事の実施。 ・福祉・医療関係に従事している委員の活動において、感染リスクの観点から会議の参加や訪問活動に制限が課せられていた。 ・委員間の情報共有や連携が取りづらく、特に一斉改選後にコロナ禍に入ったため、顔を1度2度程度しか見ていない委員もいる。個々に活動するしかないため、何をしたら良いのか委員活動の方法も困惑している。 ・各委員の対応もあるし町民も色々な感情があり、コロナを拡大したくないが孤独感のようなものもあり、何をしたら良いのかわからない。ICTとはなかなか理解しがたい世代でもある。 ・定数99名が一堂に会することへの是非。 ・訪問を控えるべき時期であるにもかかわらず、訪問活動をしてしまう委員もいて、各委員、事務局での意思確認、決定事項に対する情報共有に難しさを感じた。新任委員は、定例会以外に他委員と顔を合わせる機会がなかった(減ってしまった)。
<p>「民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること」への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言やまん延防止等重点が発令されていないが地域の感染が非常に多いので運営活動しにくい。行政の指導としては各民児協の判断でとの事。 ・去年は市の高齢者実態調査も中止され地域の状況把握が低下した。 ・コロナ禍の2年間行政側の調査の中止・縮小化等活動数低減により行動が小さくなり、全体的に意識が消極的になってきた様だ。
<p>「必要な資料及び情報を集めること」への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新年会等委員同士の交流・親睦会の場がなくなった。定例会の時短により、報告連絡以外の情報交換、意見交換を控え気味。 ・町内会活動がコロナ禍で自粛しているため情報収集等の機会が減少している。 ・月例会の会場閉鎖により他の会場を探す事。また月例会を中止にすることにより委員同士の意見交換ができず地域の実態が把握できない。 ・民生委員の活動が制限されており、定例会の数も少なくなっていることから、地区の状況把握が難しくなっている。今後もコロナ禍が長引けばワクチンの効果を期待して活動の制限を緩めて行動するかどうか検討中である。 ・定例会開催の時間をなるべく短くしなければならないので、委員間の事例発表などの時間が取れなくなっており、以前ほど互いのコミュニケーションが図られていない現状です。 ・対面での開催できなかつたり、短時間での定例会では、委員個々の意見吸収や情報共有が不足しがちになる。 ・困難事例対応～グループ討議により情報交流し共通課題について、事例検討(ミニ研究グループ別) ・対面活動が少なくなった。委員相互のコミュニケーションがとりにくくなった。 ・民児協内の意見交換の機会が激減した。民児協内の情報交換は短時間内で要領よく実施する事ができた。 ・民生委員が関わる他の機関の会議等が中止になる事が多く、地域の情報が滞ることが多かった。 ・町内会、老人クラブ、サロン等地域の集会等の情報収集が困難になってしまった。 ・困難事例を地区で共有する機会が遅延したり減少している。 ・地域住民活動(町内会・老人会・子供会等)が中止になったことで、地域情報の共有が困難になっている。 ・定例会の回数が減少し委員同士のコミュニケーションの機会が減った。 ・親睦を図ることが全くできず、コミュニケーションの希薄化により相互の連携が難しくなったと感じている。情報交換もしづらい状況となっている。 ・会議及び会合が中止になったりと地域の現状と把握が難しかった。コミュニケーションも少なく情報が薄くなった。 ・各委員が担当地域でのコミュニケーション不足により《情報不足》不安を感じている。 ・民児協内もコミュニケーションが取りづらい。 ・連絡事項等の周知の機会が減り、情報共有が困難な場面も見られた。 ・協議会の回数減に伴い委員同士のコミュニケーションが減った。
<p>「民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること」への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修時間が取れない。(研修会等が中止になり、独自の研修も短時間終了が原則のため)

- ・コロナ禍が長期にわたったため、次第に緊張感の欠如や対応がマンネリ化し活動の低下や委員のスキルの低下は否めない。特にコロナ元年に一斉改選で新任された委員にとっては経験を踏む機会が少なく悩み、問題であると同様に今年の一斉改選でさらに意識の低下をきたす恐れがある。
- ・新任への研修や全体への交流不足など。
- ・新任者もいるのに独自の研修等できないために大変困難である。
- ・一斉改選後研修会学習会などが少なく、新任委員対応が個々になったため会長負担が増えた。例会において、もっと詳しく説明したくても安全を考えると手短に終わらせていた。籠り生活のため異常発生が分かりにくかった。
- ・新人の育成ができない。
- ・地区民児協だけの研修会もなかなか実施できず。地区民児協の懇親会実施できず。特に2年前に就任した新任民生委員との話し合いを定例会後に一人ずつ話し合いをするよう心掛けてきました。
- ・研修会等の参加によるコロナ感染に不安がある。
- ・研修の実施ができなかった。
- ・3年目の研修旅行は道外で2泊でしたが、無理と思いだ内旅行に切り替えました。
- ・定例会の時間を短くするため研修等の時間が確保できない。
- ・講座等復活化し参加要望等打診しても今一つ反応が乏しい。
- ・経験年数が少ない（新人など）委員の活動が出来なく全て分からないと不安に思っています。地区民児協としても研修、個別に相談支援しながら活動しようと努力しています。（コロナ禍で中止が多い為）なかなか思いどおりにいきません。やる気のない委員が増えて来ていると感じます。
- ・定例会や研修会の中止に伴い、委員活動の鈍化が懸念される。
- ・研修等が減っているため勉強する事や情報交換の場が少なくなっている。特に1期目の方は1年を通しての働きがわかってもらえないところがある。ちょっとした集まりや雑談から聞ける話が役に立ったりすると思うがそれも中々できていない。
- ・特に新任委員への研修機会（管内外）少ないので民児協としても出来るだけ研修機会を設定（例～活動記録の記入等）また新任委員の中には活動そのものへの悩み等があり（実体験不足より）自信喪失、不安等の原因になっている。最悪の場合は退任希望につながっている。
- ・自分でオンラインによる研修、会議にしづらい、できない。オンラインができる設備が分からない。設備の内容が分かる冊子があればよい。自分は高齢者です。
- ・委員の定数49名で、外部（施設等）での研修が困難。これは新型コロナ禍の時に限らず近年は運営にも影響をおよぼしている。新型コロナ禍で3密を避ける事で会場選定、設定が非常に困難である。
- ・新任委員への研修などが行き届かない。
- ・コロナ以前と変わらず委員の仲間同士の支え合い学び合いがなくなっている。
- ・資料があれば勉強会、研修会等が出来ると思いますが、それを中止、延期を理由に出来ないのは少々不満がある。
- ・今期委員は、改選後コロナ禍による活動の自粛により研修会等の中止などあり何も分からない中での3年間となった。当協議会でも工夫をこらしながら活動してきたが委員相互で話合うグループワークは行えず、交流の場であった新年会などでもできないなどコロナ収束後の委員活動がコロナ前の様になるのかが課題である。
- ・研修等も中止が多く新任の委員の研修の場がない。
- ・民児連などの研修が中止となり個人研修に委ねられることが多かった。会議も短縮が徹底されたことから委員同士の交流、一体感が不足した。
- ・定例会が開催できず独自研修ができず。
- ・研修が全くできていないため、今期の新任者の研修ができなかった。新任の委員さんは活動が手探り状態でそのため相談する事項もわからなかった。
- ・研修ができなくなった。新任委員とのコミュニケーション。高齢者施設への訪問。
- ・コロナにより全体で研修を行う移動民協等の開催が難しい。
- ・研修会が軒並み中止になり委員のモチベーションを保つ事が難しい状況がある。
- ・初任者の研修や会議等に参加する機会が減少してしまった。

「その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること」への影響

- ・全体で野外行事ができないでいる。
- ・コロナが生じてから2年半が経ちました。例会ができなくなったり研修会ができず、総会も紙面で行い、活動がほとんどできず大変な日々を送っています。

<ul style="list-style-type: none"> ・定例会を短時間で実施している為、委員間のコミュニケーションが不足気味であること、新任の委員に対する様々な相談や指導が不足していると思われること、委員達が自分の活動が足りていないと感じていること。 ・活動強化月間での地域アピール活動に支障をきたしています。それ以外については特にありません。 ・会食等の制限によって交流を中心とする情報交換や真のコミュニケーションのレベル低下。 ・委員同士のコミュニケーションの取り方の工夫が必要。 ・行事等経験する事なく改選期が来てしまう。
<p>「民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する」への影響</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・会場費が広い会場にて費用がアップ。 ・活動経費が足りない、当会は4つの市民委員会と3つの地区社協があるので…。 ・マスク配布より電話料金の考慮を願いたい。 ・例会中止により議案書及び関係資料を各委員に郵送することになり切手代等の経費がかかった。 ・戸別訪問の減少により電話代等の増加。 ・活動経費が使えず、科目変更申請をしてPCやマスクを購入した。 ・活動経費、個々の委員の悩み等。 ・定例会等中止により、通信経費が増えた。また、書類配布により印刷経費も増えた。 ・コロナ禍において訪問活動ができない場合、電話での対応が多くなるので電話代として経費を出す。新任委員さんの悩み相談などに対応するのもこの時は電話が多いです。 ・コロナ禍により電話等での安否確認が増え活動経費が増加している。

③その他

<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事をもっている自営業の民生委員の精神面、収入面で大きな痛みがあります。 ・福祉除雪事業以外では民生の必要性が少なくなっている。 ・コロナ禍の中でも地域住民からの問題は多数ありますから各委員は対応に追われていました。その様な中でも解決に至った時の喜びは忘れられないものと思います。 ・訪問は元に戻りつつある。(訪問を受け入れられるようになった) ・コミュニケーションの不足。 ・コロナ禍で地域住民の方々と会う機会が少なくなり寂しい。
<p>課題なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動が少なかったのが特になし。 ・自粛状況はやや感じられたが特に目立った課題は上がってこなかった。 ・コロナかだからと言っては特にない。 ・柔軟に対応できるものと感じた。 ・所属委員からの相談なし。 ・活動停止しただけで課題は発生していない。

別表19

(19)活動の工夫、連盟に対する意見、要望等

<p>コロナ禍における民生委員活動の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止の期間の定例会は、代替として臨時定例会を実施しました。 ・広報誌などに手紙を添えるなど、存在を知ってもらう工夫をしてる。 ・月例定例会議で各委員の活動事例発表を義務付けている。自身の活動方法の参考にしながら、他委員との相談事として利用できる。 ・新任委員への手立てが不足して苦慮(研修会、地区会が出来ない為)し、「地区会便り」の発行で補っている。閉じこもり気味高齢者に対して、民児協主催で「高齢者の集い」を立ち上げたがこの3年未実施。

- ・地区役員での打ち合わせを必要に応じてしており、書面で各委員に知らせている。
- ・コロナ禍＝活動意欲の低下にならないよう、リーダーとして配慮した。
- ・第2地区は4地区で構成しており、定例会の中、地区毎で集まりケース対応に関しての情報交換や対応方法のアドバイス等をし合う時間や機会を、設定する事がある。委員の不安や考え方を少しでも減らしたり身につけて自信を持ってケースや活動に取り組めるようにできればと考えています。
- ・緊急事態宣言の時には公的な会場が休館になり、民間の会議室（49名が密を避けれるところ）を借りる等の工夫をして実施する。
- ・手指消毒スプレー、マスク支給により活動不安を和らげる。
- ・広報により全員写真で紹介。また、小中学校において地元警察署と連携して「朝の声掛け」運動、様々な勉強会をカラー写真入りで紹介しています。
- ・活動の工夫～全体での話し合いよりできるだけ少人数グループでの話し合いを重視し、委員のコミュニケーションを図ることを意図（コンセプト）。
- ・定例会の開催場所をできるだけ広い部屋に変更している。また、委員同士の席の間に飛沫防止のたてを用意した。定例会の開催時間を可能な限り短縮している。
- ・訪問活動について連絡があった場合、コロナ禍中は会長自ら出向き内容の把握活動に協力している。
- ・民生委員のなり手が無いのは、若い人に（働いている人）も出席しやすい定例会の持ち方の工夫を。
- ・新人の委員には、基礎的な活動の仕方を説明する機会を増やしています。研修会も地域の方と接した時の相談や流れなど難しい事ではない基礎的な事の勉強会を考え開いています。（コロナ禍で延期になる事が多いのですが）
- ・無理をしない中で、委員同士のコミュニケーション、連絡ごとを大切にしている。
- ・今後は中止ではなく『Withコロナ、コロナ共存』を前提に考えていきたい。陽性に落ちない努力を委員には自覚してもらおう。定例会も一層のチェックを重ねて、訪問先には絶対感染を持ち込ませない。
- ・サロンの行事については、少人数の活動を推奨。
- ・定例会を中止した月においても、FAX、Eメール、LINEなどできちんと連絡を取っているため、大きな支障がないようにしている。困難な事例や新たな課題が生じた時には、役員（会長や副会長）に相談するようにしている。
- ・委員相互の協力体制づくり（新任委員へのサポート強化）。
- ・定例会議の実施について、短時間で対応する様に工夫したが新人委員からはコミュニケーション不足の不満が多かった。コロナ禍の中で活動は制限された。
- ・検温、マスク、消毒、換気、間隔（大会議室を使用）徹底して定例会の開催を実施しております。
- ・定例会は短時間で行う様にしているが、誰もが意見を言いやすく、特に新任委員は困っている事、疑問に思う事があれば質問しやすいような雰囲気づくりに努めています。
- ・定例会等でも活発な意見交換ができないので、過去に受講した際のDVDやNHK厚生文化事業団の福祉ビデオライブラリーから貸出したビデオを活用して映像で見る研修を増やしていきたい。現在は年に一回程度なので。
- ・まん延防止等重点措置発令時期2回程ありましたが、その時は、会館のフロアを利用して各委員に時間帯を設け資料の配布連絡を個々に対応した。
- ・会議時間の短縮。
- ・分散での研修を行っています。新人委員とのコミュニケーション等、今年度も行い活動記録や関わった事例研修の課題や成功事例等民児協内で共有。

活動についての意見（単位民児協によって調整が可能と思われる意見）

- ・当協議会は、6町会の委員24人が定数の所、昨秋から2名欠員、1名が休職中です。後任者探しに難儀しております。善意と熱血をやり甲斐搾取している様な団体で、持続不可能なのではないかと20年経験して思うのです。
- ・開催もしくは、中止の判断基準を明確にしてほしい。またその判断基準を会長・部会長にさせる事は、責任が重すぎると思います。
- ・民生委員の環境は変わってきています。民生委員法も含め活動の見直しを！福祉行政は年々充実してきており民生委員の役割と重複する活動が増えてきています。私達は行政に「つなぐ」仕事に徹し研修等もそれに合わせる内容を。働いている人でも民生委員ができる活動にしないと「次の人」は見つかりません。
- ・第3地区等No.による地区名ですが、町の人には分かりにくいので包括支援センターみたく南区とかにしては？

- ・高齢化率、高齢独居世帯数の増加も激しくまた、多くの国民が65歳以上まで働き続け（年金受給の関連）、我々民生委員の高齢化もピークに向かっています。このような社会的状況から民生委員のなり手が無く多くの方面で欠員が生じている現状です。時代と社会性に合った一人の民生委員の負担の軽減を考えた定員の策定が重要と考え全体的な増員が必要と思います。
- ・委員自身の身を守る事も大切なので、見回りや訪問は中々出来ない委員も多かった。（高齢者と暮らしている委員等）年3回のたよりを配布し、高齢者を力づける事を実施しました。子育てサロンはとうとう1回も出来ず非常に残念な事になりました。何か良い方法はあったのか…市からの指示は何もなかったのが困った。
- ・高齢化によるなり手不足は年々深刻な状態となっており、人間関係の希薄化等も相まって地域の状況を把握することが難しくなっていることから、民生委員の役割は「地域の見守り役」として必要最小限のものにスリム化していくべきと考える。

連盟に対する意見・要望（事業運営や北海道との調整を要する意見・要望）

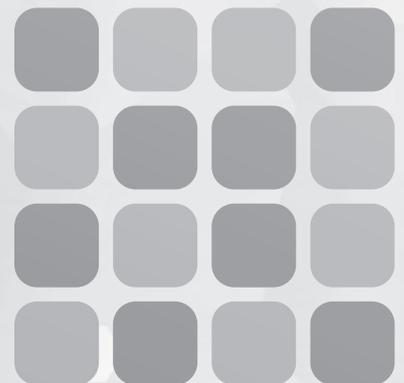
- ・オンラインでの研修会議は参加しづらい。参加希望がほとんど無い状態です。
- ・60～70代の委員が多い。本民児協ではICT活用の研修・会議はまだまだだと思ふ。
- ・活動費などお金に執着する委員さんに、「我々はプロではなくボランティア活動だ」という事を促す指針などが欲しいです。
- ・活性化事業の「災害に備える民児協組織づくり」に、令和3年・4年度で取組んでいます。令和4年度も引き続き頑張りたいと思っています。ご指導よろしくお願ひします。
- ・調査実施するのはよろしいのですが、もう少し自由に回答が出来る様に。内容が分かりづらい。あてはまらないのばかりです。
- ・当市の民生委員、児童委員の空席地域が多くなり、令和3年度も退任する方の候補充が不十分です。意見を聞くところでは報償費（活動費）の値上げをして欲しい。役員報酬費では本当のボランティアになるので活動費の値上げを実施して欲しい。今の活動費では欠員の補充が厳しいです。
- ・活動費の増額を！！
- ・主任児童委員の定年アップ改善を早期に望む事。（後任者探しが大変です）
- ・道民児連の行事も勤務中ではなく土日など出席しやすい曜日を考へてほしいですね。
- ・ズーム等を利用したオンライン学習の場を提供して欲しい。
- ・ICTの活用をもっと進めるべきと思ふ（研修など）。
- ・各種研修をオンラインで実施するのはよいが、研修資料を個人で印刷させるのではなく、事務局に参加者数分を送って欲しい。
- ・まん延防止の期間の定例会は代替えの臨時定例会として実施しました。研修は時間を短縮して一度だけ開催しました。コロナ禍においての研修の方法を考へて欲しい。
- ・協議会の現状はコロナ禍の中、定例会が事務連絡になり本来の意見交換、勉強会、研修会が充分に出来ず厳しい状況です。他の民児協での運営の方法で参考例があればご案内して欲しいです。今は時間短縮での定例会が中心ですのでよろしくお願ひいたします。

その他

- ・4月の会長会で、前道民児連会長がご逝去されたたのご報告があり、あの素晴らしいお言葉の一つ一つもう聞く事ができないと思ひますと悲しく残念に思ひます。心からのご冥福をお祈り申し上げます。
- ・民生委員PRがテレビで放送されていましたが、民生委員の日や強化週間として地域の中でスクールゾーン安全見守りを実施、地域の交通安全委員、町会の人との連携から保育所への親子、小中高の学生通勤の人達の顔が見え、挨拶を通して地域住民との交流が増えた。
- ・地域の方達に面談することが少なくなり残念です。
- ・公的機関の対応に準じているので特に意見はありません。

3

市連合民児協向け 調査結果 (単純集計)



I 令和3年度の役員会や総会の開催状況について

(1)令和3年度における新型コロナウイルス感染症を理由とした役員会の中止の有無【単一回答】

	合計	
	個数	割合
ア. 中止したことがある	10	37.0%
イ. すべてを予定通り開催した	17	63.0%
合計 N=27	27	100.0%

(2)令和3年度の役員会の中止実態

① 定例会の中止回数【記述式回答】

	合計	
	個数	割合
ア. 2回	4	40.0%
イ. 3回	2	20.0%
ウ. 4回	3	30.0%
エ. 5回	1	10.0%
合計 N=10	10	100.0%

②役員会の実施率

$$\text{実施率} = \frac{(\text{当初予定回数} - \text{中止回数})}{\text{当初予定開催数}} \times 100$$

	合計 N=10
当初開催予定回数（累計）	128回
開催を中止した回数（累計）	31回
実施率	75.8%

(3)定例会の開催を中止した理由【複数回答】

	合計 N=10	
	個数	割合
ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されたから	10	100.0%
イ. 定例会の開催をしている会館や施設等が休館となったから	5	50.0%
ウ. 地元行政から定例会を中止するよう要請があったから	10	100.0%
エ. 緊急事態宣言等は発令されていないが、感染拡大の状況を考慮し自主的に中止した	2	20.0%
オ. その他	0	0.0%

(4)令和3年度総会の開催状況【単一回答】

	合計	
	個数	割合
ア. 集合（対面）形式にて総会を開催した	8	29.6%
イ. 集合（対面）形式を取り止め、書面審議とした	16	59.3%
ウ. 総会を開催しなかった	2	7.4%
エ. その他	1	3.7%
合計 N=27	27	100.0%

エ. その他の記述（1件）

- ・規模縮小（各民児協代表者2名の出席）により集合（対面）形式にて総会を開催した。

(5)集合（対面）形式による総会の開催を中止した理由【複数回答】

	合計 N = 19	
	個数	割合
ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されたから	11	57.9%
イ. 定例会の開催をしている会館や施設等が休館となったから	6	31.6%
ウ. 地元行政から定例会を中止するよう要請があったから	1	5.3%
エ. 緊急事態宣言等は発令されていないが、感染拡大の状況を考慮し自主的に中止した	7	36.8%
オ. その他	1	5.3%

オ. その他の記述（1件）

- ・感染拡大の状況を考慮し、自主的に規模縮小とした

(6)役員会や総会の開催に際し留意していること【複数回答】

	合計 N = 27	
	個数	割合
ア. 感染症予防対策のマナーの徹底	26	96.3%
イ. 出席者の検温の実施	16	59.3%
ウ. 3密を避ける会場の選定・設定	25	92.6%
エ. 開催時間の短縮	18	66.7%
オ. 大きな声を出さなくてすむようマイクを使用	11	40.7%
カ. 風邪症状のある場合無理せず欠席することの申し合わせ	20	74.1%
キ. その他	3	11.1%

キ. その他の記述（3件）

- ・参加人数の制限（各地区5名以内）
- ・役員の出席人数を最小とするため、少人数（半数）で開催した。
- ・マスクは使用せず、スピーカーフォンを使用

II 訪問活動について

(7)訪問活動に際しての単位民児協の要請や指示【複数回答】

①緊急事態宣言等時期

	合計 N=27	
	個数	割合
ア. 通常通り訪問活動をする	1	3.7%
イ. 特に気になる世帯のみ訪問活動をする	3	11.1%
ウ. 訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う	11	40.7%
エ. 夜間の家の灯りや新聞の受け取り確認により訪問を伴わない見守り活動を行う	9	33.3%
オ. 原則的に全ての訪問活動は控える	5	18.5%
カ. 訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている	17	63.0%
キ. その他	3	11.1%

キ. その他の記述（3件）

- ・①全市的な高齢者調査（訪問）は中止した。②緊急事態宣言等時期以外の訪問は、単位民児協の判断
- ・単位民児協へ正式な形で「要請や指示」は出していません。民生委員ご自身の感染防止第一に、必要に応じた対応を頂いている状況です。単位地区毎に感染状況が違いそれに伴い地区毎のコロナに対する不安のレベルもまちまちの状況です。
- ・市民児連では特に要請等はしていない。地区民児協役員会から活動スタイル（第1版）を参考に活動してくださいと説明している。また委員個々の判断に任せている。

②緊急事態宣言等時期以外

	合計 N=27	
	個数	割合
ア. 通常通り訪問活動をする	5	18.5%
イ. 特に気になる世帯のみ訪問活動をする	4	14.8%
ウ. 訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う	7	25.9%
エ. 夜間の家の灯りや新聞の受け取り確認により訪問を伴わない見守り活動を行う	7	25.9%
オ. 原則的に全ての訪問活動は控える	0	0.0%
カ. 訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている	18	66.7%
キ. その他	4	14.8%

キ. その他の記述（4件）

- ・①全市的な高齢者調査（訪問）は中止した。②緊急事態宣言等時期以外の訪問は、単位民児協の判断
- ・訪問時は室内に入らず、玄関先にて15分以内を目途に行うよう指示している。
- ・単位民児協へ正式な形で「要請や指示」は出していません。民生委員ご自身の感染防止第一に、必要に応じた対応を頂いている状況です。単位地区毎に感染状況が違いそれに伴い地区毎のコロナに対する不安のレベルもまちまちの状況です。
- ・市民児連では特に要請等はしていない。地区民児協役員会から活動スタイル（第1版）を参考に活動してくださいと説明している。また委員個々の判断に任せている。

③緊急事態宣言等時期と緊急事態宣言時期以外の比較（③＝①－②）

	合計 N=27	
	個数	割合
ア. 通常通り訪問活動をする	-4	-14.8%
イ. 特に気になる世帯のみ訪問活動をする	-1	-3.7%
ウ. 訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う	4	14.8%
エ. 夜間の家の灯りや新聞の受け取り確認により訪問を伴わない見守り活動を行う	2	7.4%
オ. 原則的に全ての訪問活動は控える	5	18.5%
カ. 訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている	-1	-3.7%
キ. その他	-1	-3.7%

Ⅲ 相談支援活動について

(8)相談支援活動に際しての単位民児協の要請や指示【複数回答】

①緊急事態宣言等時期

	合計 N = 27	
	個数	割合
ア. 通常通り訪問（来所）により面談を行う	2	7.4%
イ. 原則面談はせず、電話等で相談に応じる	8	29.6%
ウ. 相談の受付をしない	1	3.7%
エ. 面談等の実施は委員個々の判断に任せている	16	59.3%
オ. 面談等の実施は相談者の意向を尊重する	8	29.6%
カ. その他	2	7.4%

カ. その他の記述（2件）

- ・単位民児協へ正式な形で「要請や指示」は出していません。民生委員ご自身の感染防止第一に、必要に応じた対応を頂いている状況です。単位地区毎に感染状況が違いそれに伴い地区毎のコロナに対する不安のレベルもまちまちの状況です。
- ・市民児連では特に要請等はしていない。地区民児協役員会から活動スタイル（第1版）を参考に活動してくださいと説明している。また委員個々の判断に任せている。

②緊急事態宣言等時期以外

	合計 N = 27	
	個数	割合
ア. 通常通り訪問（来所）により面談を行う	6	22.2%
イ. 原則面談はせず、電話等で相談に応じる	4	14.8%
ウ. 相談の受付をしない	26	96.3%
エ. 面談等の実施は委員個々の判断に任せている	18	66.7%
オ. 面談等の実施は相談者の意向を尊重する	10	37.0%
カ. その他	2	7.4%

カ. その他の記述（2件）

- ・単位民児協へ正式な形で「要請や指示」は出していません。民生委員ご自身の感染防止第一に、必要に応じた対応を頂いている状況です。単位地区毎に感染状況が違いそれに伴い地区毎のコロナに対する不安のレベルもまちまちの状況です。
- ・市民児連では特に要請等はしていない。地区民児協役員会から活動スタイル（第1版）を参考に活動してくださいと説明している。また委員個々の判断に任せている。

③ 緊急事態宣言等時期と緊急事態宣言時期以外の比較（③＝①－②）

	合計 N = 27	
	個数	割合
ア. 通常通り訪問（来所）により面談を行う	-4	-14.8%
イ. 原則面談はせず、電話等で相談に応じる	4	14.8%
ウ. 相談の受付をしない	-25	-92.6%
エ. 面談等の実施は委員個々の判断に任せている	-2	-7.4%
オ. 面談等の実施は相談者の意向を尊重する	-2	-7.4%
カ. その他	0	0.0%

Ⅳ 活動の自粛・再開の基準（目安）について

(9)活動自粛や再開の基準（目安）について【単一回答】

	合計	
	個数	割合
ア. 基準を設けている	8	29.6%
イ. 基準を設けていない	19	70.4%
合計 N = 27	27	100.0%

(10)活動自粛または再開の基準（目安）【複数回答】

①活動自粛の基準（目安）

	合計 N = 27	
	個数	割合
ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された場合	8	29.6%
イ. 地元行政から活動休止の要請があった場合	4	14.8%
ウ. 地元市町村内で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合	3	11.1%
エ. その他	1	3.7%

エ. その他の記述（1件）

- ・北海道内及び管内の感染数により適宜判断している。

②活動再開の基準（目安）

	合計 N = 27	
	個数	割合
ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令が解除された場合	8	29.6%
イ. 地元行政から活動休止の要請が解除になった場合	4	14.8%
ウ. 地元市町村内で新型コロナウイルスの感染者が確認され一定期間経過した場合	3	11.1%
エ. その他	1	3.7%

エ. その他の記述（1件）

- ・北海道内及び管内の感染数により適宜判断している。

③ 活動自粛の基準（目安）と活動再開の基準（目安）の比較（③=①-②）

	合計 N = 27	
	個数	割合
ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に関する事	0	0.0%
イ. 地元行政からの要請に関する事	0	0.0%
ウ. 感染者の確認に関する事	0	0.0%
エ. その他	0	0.0%

V ICT（情報通信技術）の活用について

(11) 通信アプリが利用できる端末の所持・利用状況

① スマートフォンなどを所持する役員の割合【記述式回答】

	合計	
	個数	割合
ア. 2割	1	3.7%
イ. 3割	3	11.1%
ウ. 5割	3	11.1%
エ. 6割	2	7.4%
オ. 8割	5	18.5%
カ. 9割	4	14.8%
キ. 10割	4	14.8%
ク. 無回答	2	7.4%
ケ. 不正回答	3	11.1%
合計 N=27	27	100.0%

② 自宅でオンライン研修や会議に参加できる委員の割合【記述式回答】

	合計	
	個数	割合
ア. 0割	4	14.8%
イ. 1割	6	22.2%
ウ. 2割	7	25.9%
エ. 3割	2	7.4%
オ. 4割	1	3.7%
カ. 5割	1	3.7%
キ. 無回答	4	14.8%
ク. 不正回答	2	7.4%
合計 N=27	27	100.0%

(12) LINE等の通信アプリの使用状況【単一回答】

	合計	
	個数	割合
ア. 役員全員が通信アプリを使用し連絡調整している	0	0.0%
イ. 一部の役員が通信アプリを使用し連絡調整している	11	40.7%
ウ. 全く使用していない	13	48.1%
エ. その他	3	11.1%
合計 N=27	27	100.0%

エ. その他の記述（3件）

- ・ 不明
- ・ 未調査
- ・ 連絡のみならずオンラインでの会議や研修参加など、各委員の通信設備や通信費など、それも活動弁償費に含まれているものなのか？Wi-Fi環境が繋がっていないなどギガを消費することについて費用面の問題がありなかなか先には進めない。

VI 地域が抱える新たな課題について

(13) コロナ禍において市域で新たに生じた課題

ひと:民生委員に関する課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区民児協研修、交流会中止のために発生したコミュニケーション不足と委員の孤立化。 ・ 令和元年の一斉改選以降に就任した民生児童委員への支援体制が充分ではなかったことから、実務に参考となる研修などの企画・実施やメンタル面でフォローする必要性を感じている。(民児協としての課題) ・ 研修や交流会の中止により、意欲の低下や委員間の関係性の希薄化が進み早期退任が懸念される。 ・ 長期間のコロナ禍により、活動意欲の低下がみられる。特に前回の一斉改選で就任した委員は、経験が少ない中でコロナ禍の影響を受けているため、戸惑い等が多いと思われる。今年度の一斉改選で既に辞任を申し出ている委員もいる状況である。 ・ コロナ前に比べて委員同士の交流の機会が減っている。定例会も時短での開催を依頼しているため特に一期目の委員が悩みを抱えがちになってしまっている。 ・ 度重なる事業の中止で委員同士が顔を合わせる機会がなくなり、特に新任委員にとっては活動の不安があると感じられる。 ・ 3年間の任期のうちコロナで全員が顔を合わせる機会がなくなってしまう、情報交換や課題の共有など横(単位地区を飛び越えた)の“つながり”が持ちづらくなってしまった。 ・ 委員地域住民双方の訪問活動への抵抗感が生まれた。 ・ 地域住民一人ひとりに入り込んだ相談支援が難しくなった。 ・ 感染対策により役員会等は、何とか開催しているが、内部研修や人数が多くなる集まり等が実施できず、単位民児協間の交流や催しが行えない事から、特に新任委員が孤独感を感じている。 ・ 令和元年度の一斉改選後、新たに就任した民生委員・児童委員の方々は、新型コロナウイルス感染症の影響により、民生委員関係の研修や他地区との情報交換などの機会がないまま改選期を迎えています。また、地域福祉活動は顔と顔とが見える活動が主ですが、訪問活動が難しい状況が長く続いているため、地域住民の生活課題や福祉課題が見えにくくなっています。
もの:民生委員活動に必要な機材・物品等に関する課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員全員にオンライン会議に対応できる環境が整っていない、費用面や操作方法の理解等が課題となっている。 ・ 協議、研修について、オンライン参加のため設備等準備していたが、民児協として備品の保有が認められていないことから、都度社協より借用しなければならない。
かね:民生委員活動で生じる財源に関する課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議、研修等が中止になった事による補助金の残余分の使途。 ・ 地区民児協行事の中止による活動推進補助金の未消化。 ・ 年間わずかばかりの報酬が支払われるが、何もしていないのに貰って良いのかと言われた。 ・ コロナ禍という事で、道民児連、全民児連の事業が中止やオンラインになり、予算が使いきれないので、自主研修、書籍などで予算消化しているのが悩みです。 ・ 会議、研修への参加が極端に減り活動経費が余る。 ・ コロナ禍において、年度当初に計画していた事業のほとんどが中止となり市補助金の返還が生じた。会員会費(年額12,000円)を充当していた事業も2年連続で中止となり剰余金が生じたため委員全員に不織布マスク1箱(50枚入り)を支給した。令和3年度においては、繰越金の増大を回避するため、委員への慰労と還元の意を込めて会員会費を徴収しないこととした。
情報:民生委員活動に必要なノウハウ・情報に関する課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区定例会の短時間化や中止のために発生した伝達不足。 ・ アフターコロナを考え中だが、ICT等は事務局も疎いので難しい。ましてや委員となると想像がつかない。 ・ コロナ禍においても感染のすき間を見て研修や役員会等は開催し、例会等も時短で実施しているがコミュニケーションが図りづらくなっており、特に改選期後の新任委員が一番その影響を受けている。 ・ コロナ禍の中各種研修会が中止となったり、地区での交流会が制限され、情報交換がスムーズに出来なかった。また、当協議会の様々な行事も同様に中止や時間制限の中進めたことにより簡素化されつつある。

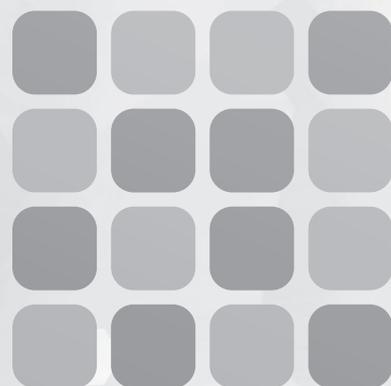
- ・意見交換の機会が少なくなったので、他の委員の悩み相談を受けることができないのが残念である。
- ・特に新人委員の場合、研修等が中止になったので、全く活動らしいことができず。不安であるとの意見があった。
- ・オンライン等での研修会の開催が増えているが、委員が機器を使用できず受講機会が減ってしまっている。事務局にて委員が一つの会場に集まって受講できるようセッティングを試みるも、オンライン環境が整っていてコロナ禍でも大人数を収容できる会場を探すのに苦心している。

Ⅶ その他、ご意見、ご要望等

(14)活動の工夫、連盟に対する意見、要望等

活動の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に新型コロナウイルス関連で実施したもの。 ・行政からの要請に基づき要援護高齢者をワクチン接種に結びつける支援を実施した。 ・各種会議研修、行事・催事が中止となったため、自己研鑽資料として冊子「民生委員のための経済的困窮者支援ハンドブック」を購入し全委員へ配布した。 ・道民児連主催のオンライン研修会や各地区での研修用にプロジェクター、スクリーンを購入し全地区へ配布した。 ・市へ寄贈された布製マスクの提供を受け、住民から各種相談を受けた時や支援をした際に配布した。 ・道民児連作成の研修DVDを有効に活用することができた。一堂に会しての研修が難しい中、DVDを用いての分散研修（単位民児協ごと、部会ごと）を行うことができ大変好評だった。 ・市社協と共同連携した事業により、コロナ禍による生活困窮者へ食糧支援やタブレット端末を用いたテレビ電話サービス事業の創出等により、自分たちに出来る新たな支援や繋がりづくりの方策を都度実施しています。 ・「Ⅳ. 活動の自粛・再開の基準（目安）について」の設問9. で基準は設けていないが下記事項について説明している。 Q：民生委員児童委員活動が制限される場合について A：今回の新型コロナウイルスの感染拡大を含め、あらかじめ委員活動が制限されることが予測される場合は、地区民児協等から委員活動に関する情報を得てから行動してください。もし活動する場合は、「無理をしないことが最優先」されます。また、やむを得ず日常的な支援をする場合、「事前に訪問先に連絡して体調を確認してから訪問する」、「可能な限り玄関先において短時間で対応する」「手指の消毒等の感染症予防を行い訪問する。」等の考えられる対策を講じて無理のない範囲で活動してください。なお、市や道民児連等から発出される活動スタイルに関する注意事項等を参考に活動することとなります。
連盟に対する意見、要望等
<ul style="list-style-type: none"> ・単位民児協に対するアンケートは、各地区会長毎に経験年数が異なり、正確に回答することが困難なため控えてほしい。（市連合民児協に対しては可）また本市は、統一した行動をとっているため、単位民児協に対するアンケートは不要と考える。 ・中堅委員研修の年齢制限は参加するにも難しいです。働いている人が多いので長期はムリ。 ・分からないことは、道民児連に相談しているので安心です。これからも頼りにしています。 ・110周年のことが気がかりです。 ・コロナ禍の対応にとどまらず、アフターコロナにおいても適時研修DVDの作成をお願いしたい。 ・スマートフォンを持っている方のために、Line worksの使い方やSNS活用方法の手引きを作ってくれとありがたい。

4 調査票



No.	コード
-----	-----

令和4年度コロナ禍における活動実態調査 調査票①【単位民児協用】

市町村		単 位 民児協名	
-----	--	-------------	--

新型コロナウイルス感染症の流行が始まってから2年以上が経過しました。この調査は、コロナ禍における民生委員児童委員活動の実態およびその変化を把握し、全道的な情報共有ならびに今後の支援体制の構築、およびこれからの本連盟事業再編の基礎資料とすることを目的としています。

各設問に対して、令和3年度の取り組み実績により回答してください。

Ⅰ. 令和3年度の定例会開催状況について

設問1 令和3年度において、貴民児協では新型コロナウイルス感染症の拡大により、定例会を中止したことがありますか？該当する項目に一つだけ○を付けてください。

- ア. 開催を中止したことがある（設問2へ）
- イ. すべて予定通り開催した（設問5へ）

設問2 令和3年度の貴民児協定例会の開催状況について、該当する数字を各欄に記入してください。

当初開催予定回数	回	左記のうち、 開催を中止した回数	回
----------	---	---------------------	---

設問3 定例会の開催を中止した理由について、該当する項目にすべてに○をつけてください。

- ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されたから
- イ. 定例会の開催をしている会館や施設等が休館となったから
- ウ. 地元行政から定例会を中止するよう要請があったから
- エ. 緊急事態宣言等は発令されていないが、感染拡大の状況を考慮し自主的に中止した
- オ. その他（ ）

設問4 定例会の開催を中止した際の課題について、該当する項目にすべてに○をつけてください。

- ア. 委員同士のコミュニケーション量が低下する
- イ. 連絡事項の周知や情報共有に支障がある
- ウ. コロナ禍での定例会の出席に、家族の理解が得られない委員がいる
- エ. 委員同士の連帯感が希薄になってきている
- オ. 個別支援に関する検討や打合せができない
- カ. その他 ※下記自由記述欄に記入してください

【自由記述欄】

設問5 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている中で、定例会を開催した実績はありますか？該当する項目に○をつけてください。アと回答した場合は、その理由も記入してください。

ア. 実績がある	【開催した理由】
イ. 実績はない	

設問6 定例会に開催に際し留意していることについて、該当する項目にすべてに○をつけてください。

- ア. 感染症予防対策のマナーの徹底（マスク着用、手洗い、手指消毒など）
- イ. 出席者（関係機関職員等も含む）の検温の実施
- ウ. 3密を避ける会場の選定・設定
- エ. 開催時間の短縮
- オ. 大きな声を出さなくて済むようマイクを使用（マイクの消毒も含む）
- カ. 風邪症状がある場合無理せず欠席することの申し合わせ
- キ. その他 ※下記自由記述欄に記入してください

【自由記述欄】

II. 訪問活動について

設問7 新型コロナウイルスの感染拡大は、貴民児協が実施する訪問活動に影響しましたか？（訪問活動の自粛など）該当する項目に一つだけ○を付けてください。

- ア. 影響があった（設問8へ）
- イ. 影響はなかった（設問9へ）

設問8 訪問活動等へ影響や課題として、該当する項目にすべてに○をつけてください。

- ア. マスクを着用していると、訪問対象者とコミュニケーションがとりにくい
- イ. マスクを着用していると、訪問対象者に顔を覚えてもらいにくい
- ウ. 訪問対象者がマスクをしていないことが多い
- エ. 訪問に対する地域住民の拒否反応がある
- オ. コミュニケーション量が減ることで世帯状況の把握レベルが低下している
- カ. 電話で安否確認を進めるも、電話に出てもらえないことが多い
- キ. 電話での安否確認では訪問対象者の変化に気づきにくく適切な対応ができない
- ク. マスクや消毒スプレー等、感染症予防物品の費用がかさむ
- ケ. 電話による安否確認の通信料がかさむ
- キ. その他 ※下記自由記述欄に記入してください

【自由記述欄】

設問9 高齢者等世帯等への訪問活動に関する申し合わせ事項として、該当する項目欄にすべてに○をつけてください。なお、回答にあたっては、“緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている時期”と“それ以外の時期”のそれぞれの欄にご記入ください。

項 目	緊 急 事 態 宣 言 期 等 時 期	左記以外の時期
ア. 通常通り訪問活動をする		
イ. 特に気になる世帯のみ訪問活動をする		
ウ. 訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う		
エ. 夜間の家の灯りや、新聞の受け取り確認による見守り活動を行う（訪問を伴わない）		
オ. 原則的にすべての訪問活動は控える		
カ. 訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている		
キ. その他 ※下記自由記入欄に記入してください		
【緊急事態宣言等時期】	【左記以外の時期】	

III. 相談支援活動について

設問 10 新型コロナウイルスの感染拡大は、貴民児協の委員が実施する相談支援活動に影響しましたか？（訪問活動の自粛など）該当する項目に一つだけ○を付けてください。

- ア. 影響があった
- イ. 影響はなかった

設問 11 貴民児協における相談支援活動に関する申し合わせ事項として、該当する項目欄にすべてに○をつけてください。なお、回答にあたっては、“緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている時期”と“それ以外の時期”のそれぞれの欄にご記入ください。

項目	緊急事態宣言等時期	左記以外の時期
ア. 通常通り訪問（来所）により面談を行う		
イ. 原則面談はせず、電話等で相談に応じる		
ウ. 相談の受付をしない		
エ. 面談等の実施は委員個々の判断に任せている		
オ. 面談等の実施は相談者の意向を尊重する		
カ. その他 ※下記自由記入欄に記入してください		
【緊急事態宣言等時期】	【左記以外の時期】	

設問 12 生活福祉資金緊急小口資金等に関する相談実績はありましたか？該当する項目に○をつけてください。アと回答した場合は、その実績も記入してください。

- ア. 実績がある →

延べ相談件数 (令和3年度)	件
-------------------	---
- イ. 実績はない

IV. その他の活動について

設問 13 貴民児協の相談・支援や訪問以外の活動実績について、各活動項目のいずれか一つに○をつけてください。

活動項目	回答欄		
①行政等からの依頼による調査	ア. すべて予定通り実施 エ. 元々実施予定はない	イ. 一部実施 オ. その他()	ウ. すべて中止
②世帯票・福祉票の整備	ア. すべて予定通り実施 エ. 元々実施予定はない	イ. 一部実施 オ. その他()	ウ. すべて中止
③他団体の会議や行事への参加	ア. すべて予定通り実施 エ. 元々実施予定はない	イ. 一部実施 オ. その他()	ウ. すべて中止
④自主運営しているサロン等活動	ア. すべて予定通り実施 エ. 元々実施予定はない	イ. 一部実施 オ. その他()	ウ. すべて中止
⑤民児協独自研修	ア. すべて予定通り実施 エ. 元々実施予定はない	イ. 一部実施 オ. その他()	ウ. すべて中止

V. 活動の自粛・再開の基準（目安）について

設問 14 貴民児協では活動自粛や再開の基準（目安）を設けていますか？該当する項目に一つだけ○をつけてください。

- ア. 基準を設けている（設問 15 へ）
- イ. 基準は設けていない（設問 16 へ）

設問 15 貴民児協の活動自粛または再開の基準（目安）として、各欄の該当する項目にすべてに○をつけてください。

①活動自粛の基準（目安）	②活動再開の基準（目安）
ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された場合 イ. 地元行政から活動休止の要請があった場合 ウ. 地元市町村内で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合 エ. その他 ※下記自由記述欄に記入してください	ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令が解除された場合 イ. 地元行政から活動休止の要請が解除された場合 ウ. 地元市町村内で新型コロナウイルスの感染者が確認され一定期間経過した場合 エ. その他 ※下記自由記述欄に記入してください
【自由記述欄】	【自由記述欄】

VI. ICT（情報通信技術）の活用について

設問 16 スマートフォンなど、通信アプリが使用できる通信端末について、貴民児協の委員が所持している割合、ならびに自宅にてオンラインで研修や会議に参加できる委員の割合を数字で記入してください。

①スマートフォンなどを所持している委員の割合	割程度
②自宅にてオンラインにより研修や会議に参加できる委員の割合	割程度

設問 17 貴民児協ではLINE等の通信アプリを使用し、委員間の連絡調整を行っていますか？該当に最も近い項目にひとつだけ○をつけてください。

- ア. 委員全員が通信アプリを使用し連絡調整している
- イ. 一部の委員が通信アプリを使用し連絡調整している
- ウ. 全く使用していない
- キ. その他 ※下記自由記述欄に記入してください

【自由記述欄】

VII. 地域が抱える新たな課題について

設問 18 コロナ禍において、貴民児協の担当地区に新たに生じた課題について、ご記入ください。（民児協運営、困難事例対応、活動経費、個々の委員の悩みなど）

--

VIII. その他、ご意見、ご要望等

設問 19 上記回答の他、貴民児協で実施している活動の工夫、本連盟に対するご意見、ご要望等があれば、ご記入ください。

--

No.	コード
-----	-----

令和4年度コロナ禍における民生委員児童委員活動実態調査 調査票②【市連合民児協用】

民児協名		記入者氏名	
------	--	-------	--

新型コロナウイルス感染症の流行が始まってから2年以上が経過しました。この調査は、コロナ禍における民生委員児童委員活動の実態およびその変化を把握し、全道的な情報共有ならびに今後の支援体制の構築、およびこれからの本連盟事業再編の基礎資料とすることを目的としています。

各設問に対して、令和3年度の取り組み実績により回答してください。

1. 令和3年度の役員会や総会の開催状況について

設問1 令和3年度において、貴連合民児協では新型コロナウイルス感染症の拡大により、役員会を中止したことがありますか？該当する項目に一つだけ○を付けてください。

- ア. 開催を中止したことがある（設問2へ）
- イ. すべて予定通り開催した（設問4へ）

設問2 令和3年度の貴連合民児協役員会の開催状況について、該当する数字を各欄に記入してください。

当初開催予定回数	回	左記のうち、 開催を中止した回数	回
----------	---	---------------------	---

設問3 役員会の開催を中止した理由について、該当する項目にすべてに○をつけてください。

- ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されたから
- イ. 役員会の開催をしている会館や施設等が休館となったから
- ウ. 地元行政から役員会を中止するよう要請があったから
- エ. 緊急事態宣言等は発令されていないが、感染拡大の状況を考慮し自主的に中止した
- オ. その他（ ）

設問4 令和3年度において、貴連合民児協では総会を開催できましたか？該当する項目に一つだけ○を付けてください。

- ア. 集合（対面）形式にて総会を開催した（設問6へ）
- イ. 集合（対面）形式を取り止め、書面審議とした（設問5へ）
- ウ. 総会を開催しなかった（設問5へ）
- エ. その他（ ）（設問5へ）

設問5 集合（対面）形式による総会の開催を中止した理由について、該当する項目にすべてに○をつけてください。

- ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されたから
- イ. 総会の開催をしていた施設等が休館となったから
- ウ. 地元行政から総会を中止するよう要請があったから
- エ. 緊急事態宣言等は発令されていないが、感染拡大の状況を考慮し自主的に中止した
- オ. その他（ ）

設問6 役員会や総会の開催に際し留意していることについて、該当する項目にすべてに○をつけてください。

- ア. 感染症予防対策のマナーの徹底（マスク着用、手洗い、手指消毒など）
- イ. 出席者（関係機関職員等も含む）の検温の実施
- ウ. 3密を避ける会場の選定・設定
- エ. 開催時間の短縮
- オ. 大きな声を出さなくて済むようマイクを使用（マイクの消毒も含む）
- カ. 風邪症状がある場合無理せず欠席することの申し合わせ
- キ. その他 ※下記自由記述欄に記入してください

【自由記述欄】

II. 訪問活動について

設問7 貴市における高齢者等世帯等への訪問活動に関して、単位民児協へ要請や指示をしている事項として、該当する項目欄にすべてに○をつけてください。なお、回答にあたっては、“緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている時期”と“それ以外の時期”のそれぞれの欄にご記入ください。

項 目	緊 急 事 態 宣 言 期 等 時 期	左記以外の時期
ア. 通常通り訪問活動をする		
イ. 特に気になる世帯のみ訪問活動をする		
ウ. 訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う		
エ. 夜間の家の灯りや、新聞の受け取り確認による見守り活動を行う（訪問を伴わない）		
オ. 原則的にすべての訪問活動は控える		
カ. 訪問活動の実施は単位民児協（委員個々）の判断に任せている		
キ. その他 ※下記自由記入欄に記入してください		
【緊急事態宣言等時期】	【左記以外の時期】	

III. 相談支援活動について

設問8 貴市における相談支援活動について、貴市単位民児協へ要請や指示をしている事項として、該当する項目欄にすべてに○をつけてください。なお、回答にあたっては、“緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている時期”と“それ以外の時期”のそれぞれの欄にご記入ください。

項 目	緊 急 事 態 宣 言 期 等 時 期	左記以外の時期
ア. 通常通り訪問（来所）により面談を行う		
イ. 原則面談はせず、電話等で相談に応じる		
ウ. 相談の受付をしない		
エ. 面談等の実施は単位民児協（委員個々）の判断に任せている		
オ. 面談等の実施は相談者の意向を尊重する		
カ. その他 ※下記自由記入欄に記入してください		
【緊急事態宣言等時期】	【左記以外の時期】	

IV. 活動の自粛・再開の基準（目安）について

設問 9 貴市連合民児協では活動自粛や再開の基準（目安）を設けていますか？該当する項目に一つだけ○をつけてください。

- ア. 基準を設けている（設問 10 へ）
- イ. 基準は設けていない（設問 11 へ）

設問 10 貴民児協の活動自粛または再開の基準（目安）として、各欄の該当する項目にすべてに○をつけてください。

①活動自粛の基準（目安）	②活動再開の基準（目安）
ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された場合 イ. 地元行政から活動休止の要請があった場合 ウ. 地元市町村内で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合 エ. その他 ※下記自由記述欄に記入してください	ア. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令が解除された場合 イ. 地元行政から活動休止の要請が解除された場合 ウ. 地元市町村内で新型コロナウイルスの感染者が確認され一定期間経過した場合 エ. その他 ※下記自由記述欄に記入してください
【自由記述欄】	【自由記述欄】

V. ICT（情報通信技術）の活用について

設問 11 スマートフォンなど、通信アプリが使用できる通信端末について、貴連合民児協の役員が所持している割合、ならびに自宅にてオンラインで研修や会議に参加できる役員の割合を数字で記入してください。

①スマートフォンなどを所持している役員の割合	割程度
②自宅にてオンラインにより研修や会議に参加できる役員の割合	割程度

設問 12 貴連合民児協ではLINE等の通信アプリを使用し、役員間の連絡調整を行っていますか？該当に最も近い項目にひとつだけ○をつけてください。

- ア. 役員全員が通信アプリを使用し連絡調整している
- イ. 一部の役員が通信アプリを使用し連絡調整している
- ウ. 全く使用していない
- キ. その他 ※下記自由記述欄に記入してください

【自由記述欄】

VI. 地域が抱える新たな課題について

設問 13 コロナ禍において、貴市で新たに生じた課題について、ご記入ください。(民児協運営、困難事例対応、活動経費、個々の委員の悩みなど)

VII. その他、ご意見、ご要望等

設問 14 上記回答の他、貴連合民児協で実施している活動の工夫、本連盟に対するご意見、ご要望等があれば、ご記入ください。



令和4年度

コロナ禍における 民生委員児童委員 活動実態調査報告書

令和5年3月発行

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2、7
北海道立道民活動センター4階
TEL (011)261-2181